

第3回 上越市総合計画審議会 次第

日 時 平成30年9月11日(火)
午後1時30分から
会 場 上越市役所 401会議室

1 開会

2 議事

(1) 第6次総合計画 後期基本計画(案)について

(2) 施策目標の見直しについて

3 その他

4 閉会

委員意見の反映等について

No.	氏名	分野	意見の内容	対応
1	杉本委員	市民が 主役の まちづ くり	【市-1-1 人権尊重・非核平和友好の推進】 2 非核平和に関する意識啓発の推進 ・平和に関して、戦争の語り手が減っているが、DVDに残して伝承してはどうか。	・語り手（5名）のDVDを製作し、平和展での放映や学校への貸出等を行っている。意見を踏まえ、一層の活用を図る。
2	中條委員	市民が 主役の まちづ くり	【市-1-2 男女共同参画社会の形成】 ・女性が活躍すれば地域が活性化するので、若い女性に限らず、年齢に関係なく女性が活躍できる社会が重要である。 ・多くの分野で女性の活躍を掲げているので、「女性の活躍」を柱として新設してはどうか。	・計画に反映 ・これまでの男女共同参画の取組・成果を基に、女性活躍を着実に進める趣旨から、「男女共同参画の促進」の柱を「男女共同参画・女性活躍の促進」とする。
3	杉本委員	市民が 主役の まちづ くり	【市-1-2 男女共同参画社会の形成】 ・男女共同参画の促進に関して、町内会の立場としても賛成である。もっと多くの女性から町内会の役員として活躍してもらいたい。	・仕事に限らず、様々な分野で女性活躍を促進する。
4	中條委員 ※意見提出シート	市民が 主役の まちづ くり	【市-1-2 男女共同参画社会の形成】 ①女性が活躍するためには、女性への働きかけやエンパワメント、学習機会の確保が重要。「女性の活躍推進」の中にそれは含まれているか。 ②女性が活躍するためには、男女ともに働き方改革が必要。分野横断の政策分野である「市民が主役のまちづくり」の中に「男女ともに働き方改革の推進」を掲げてはどうか。	①男女共同参画推進センターの出前講座等によるほか、関係団体との連携による取組を検討していく。 ②計画に反映 ・働き方改革等によるワークライフバランスの推進については、産業分野とともに、上記「男女共同参画・女性活躍の促進」の柱の中にも記載する。
5	中村委員	市民が 主役の まちづ くり	【市-2-1 まちづくりの人材育成・確保】 ・骨子の「定住促進・UIJターン者の増加」の表現は曖昧に感じる。 ・移住者の定着が大切であるので、移住前に地域住民と交流したり、試しに居住したりできる環境や、移住者の先輩でUIJターンに熱心な人と交流する環境づくりが必要である。	・事業の中で対応を検討
6	中條委員 ※意見提出シート	市民が 主役の まちづ くり	【市-2-1 まちづくりの人材育成・確保】 ・「性別にとらわれずに」といった表現を入れたほうが良い。「例：高齢者や若者、障害のある人、外国人の一人ひとりの能力が活かされ、性別にとらわれずに活躍できる環境づくりを推進」 ・男性も女性も共に、家庭も地域も労働も担っていくことが「人口減少・少子高齢化の進行を要因とした課題への対応」には必要。	・「高齢者」や「若者」とともに女性の活躍を一層推進するため、計画本文中に「女性」を加える。
7	土屋委員	防災・ 防犯分 野	【1-1-1 大規模災害への対応力の強化】 2 自然災害への対応力の強化 ・ハザードマップの更新・周知にとどまらず、避難訓練についても記載すべき。広島の高雨災害ではハザードマップはあっても避難が遅れて、多くの犠牲者が出ている。	・計画に反映 ・施策「1-2-2 地域防災力の維持・向上」において記載する。

No.	氏名	分野	意見の内容	対応
8	山縣委員	防災・防犯分野	<p>【1-1-1 大規模災害への対応力の強化】</p> <p>2 自然災害への対応力の強化</p> <p>①訓練に参加する住民は減っており、防災に関する知識を周知することが重要である。</p> <p>②他地域の調査では、ハザードマップは配布されていてもあまり認知されておらず、理解されていないとの結果もあるので、内容を理解してもらうことが重要となる。</p> <p>③避難から一歩進んで、復旧・復興対策について触れることも必要である。医療やボランティアとの連携など、災害発生後の対応強化もあると良い。</p>	<p>・計画に反映</p> <p>①②：施策「1-2-2 地域防災力の維持・向上」において記載する。</p> <p>③：本施策に記載する。</p>
9	松田委員 ※意見提出シート	防災・防犯分野	<p>【1-2-2 地域防災力の維持・向上】</p> <p>1 自主防災活動の推進</p> <p>・単に「対応強化」するだけでなく、発生しうる災害の見極めや、それに応じた訓練、情報周知などにも取り組んでいただきたい。</p>	<p>・計画に反映</p>
10	中村委員 ※意見提出シート	環境分野	<p>【2-2-1 地球温暖化対策の推進】</p> <p>1 再生可能エネルギーの導入</p> <p>・太陽光のみの言及ではなく、木質バイオ発電も加えて「太陽光及び木質バイオ発電等の民間での普及」などとしてはどうか。木質バイオ発電に取り組むことは上越市内の森林資源活用になり、中山間地域振興にも資することになる。</p>	<p>・計画に反映</p>
11	平澤委員 ※意見提出シート	健康福祉分野	<p>【3-2-3 複合的な課題を抱える世帯への支援】</p> <p>2 自立へ向けた支援の充実</p> <p>・中学校卒業生と高校生を対象とした相談支援の充実について、今後、単身化がさらに進むので、早い段階で介入し自立支援することはとても重要。</p> <p>・ニート・フリーター対策から始まった義務教育・高等教育からの若者の移行問題への対策に関して、ヨーロッパの研究動向、取組は参考になる。人口減社会において、この取組は重要。</p>	<p>・計画に反映</p>
12	高橋委員	産業・経済分野	<p>・人手不足については、少子化による要因と景気の変動による要因があるので、これらを混同するとポイントがぼけてしまう。</p> <p>・「職人」の表現は、ごく限られた業種がイメージされるが、建設業のオペレータ等の技能労働者も含まれると思うので、誤解を招かないよう、表現を慎重に選ぶべきである。</p> <p>・「外国人」の表現が多く使われるが、対象となる外国人は、観光客や就業者、定住者、人種差別における外国人など、それぞれ異なるので、対象が曖昧にならないようにすべき。</p>	<p>・計画に反映</p> <p>・各分野の施策における記載において、それぞれ、混同や誤解が生じないように留意する。</p>
13	荒川委員	産業・経済分野	<p>・「就労ニーズ」に関して、職業を幅広い職種から選択できるよう、企業誘致や創業支援を進めてもらいたい。</p>	<p>・計画に反映</p> <p>・起業誘致や創業支援の推進について各施策に記載する。</p>

No.	氏名	分野	意見の内容	対応
14	金子委員	産業・ 経済分野	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用については、景気に左右される部分が大き。大企業には応募はあるが、中小企業には全く応募がないケースも生じており、企業間でアンバランスが生じている。 ・行政の子育て支援は充実しているので、今後は企業による子育て支援が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討 ・企業の子育て支援の充実に向けた取組を推進する。
15	宮下委員	産業・ 経済分野	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会の中で大企業を誘致してほしいとの声があったが、市内では、中小企業から大企業に人手が吸収されている現実があり、大企業の誘致は良い面と悪い面がある。 ・女性の雇用に関して、最近はものづくりの現場でも女性の活躍が広がりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討
16	藤山委員 ※意見提出シート	農林水 産分野	<p>【5-1-1 農業の振興】</p> <p>1 生産基盤の強化</p> <p>①水稲複合経営を促進し、水田での園芸定着を図ることから、以下のような方向性も記述できないか。</p> <p>②排水対策（地表水及び地下水の早期排水）した園芸専用圃場とし、団地化と園芸施設（ハウス等）の併設により、一団の園芸地帯を整備する。</p>	<p>①計画に反映</p> <p>②団地化等は事業の中で対応を検討</p>
17	藤山委員 ※意見提出シート	農林水 産分野	<p>【5-1-1 農業の振興】</p> <p>3 所得の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の園芸導入意欲が低く、水稲単一経営が多い。現状課題認識として以下のとおり。 ・土地利用型作物と労働集約型作物を複合経営する場合、同一オペレーターによる作業は競合し難しく経営上主と従の作物ができる。現状課題としては、「水稲農業者で園芸にウェイトを置く複合経営者はまだ少ない。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討
18	荒川委員	農林水 産分野	<p>【5-2-1 中山間地域の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の現状は厳しく、解決することも難しいので、きめ細かな施策が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討
19	松川委員	農林水 産分野	<p>【5-2-1 中山間地域の振興】</p> <p>①中山間地域の位置づけを明確にし、その役割やメリットについての記載があると良い。</p> <p>②中山間地域に子育て環境を残すためにも、学校を残し、特色あるカリキュラムをいかして強みを出し、学校区を超えて県外等からも生徒を受け入れることが重要である。</p>	<p>①計画に反映：役割とメリットについて記載する。</p> <p>②事業の中で対応を検討</p>
20	杉本委員	農林水 産分野	<p>【5-2-1 中山間地域の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域について、同じ上越市内でも地域によって状況が全く異なる。その地域にあった施策が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討

No.	氏名	分野	意見の内容	対応
21	濱副会長	教育・文化分野	<p>【6-1-1 「知・徳・体」を育む学校教育の推進】</p> <p>2 特色ある学校教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市では家庭、地域、学校が連携した教育を進めており、家庭が一番大きな役割を担うため、子どもだけでなく、親の教育が重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討
22	荒川委員	教育・文化分野	<p>【6-1-2 学校教育環境の整備】</p> <p>2 学校の適正配置・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の統廃合に関して、学校がなくなれば、地域のコミュニティがなくなるので、4年間に限らず、長いスパンで考えてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に反映
23	大堀委員	教育・文化分野	<p>【6-1-2 学校教育環境の整備】</p> <p>2 学校の適正配置・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三和区では、保育園は1園だが、小学校は3校に分かれ、中学校は1校に戻る。小学校で3校に分かれる必要はないのでは、との声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討
24	倉石委員	教育・文化分野	<p>【6-2-2 スポーツ活動の推進】</p> <p>1 スポーツ活動の普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動における健康増進の記載について、総合型地域スポーツクラブの取組を踏まえ、「地域や各種スポーツ団体の育成による健康スポーツ活動の推進」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に反映
25	小林委員	都市基盤分野	<p>【7-1-2 機能的・効率的な交通ネットワークの確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワークに関して、人口減少が進む中山間地域ではバスの利用者が減り、交通事業者の運営が難しくなると予想される。 ・公共交通に対する不安が大きいため、高齢者の免許証返納も進まない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討
26	土屋委員	その他	<p>①「まちづくり」の表現は、中心部の町を指している印象を受ける。「地域づくり」や「集落づくり」など、中山間地域にとっても相応しい表現を工夫できないか。</p> <p>②計画等の情報発信に関して、小・中学生でも、ホームページを見れば分かるように分かりやすく発信すべき。</p>	<p>①「まち」の表現は、主に全市的なエリアを対象とする場合に計画中で広く使用しているもの</p> <p>②事業の中で対応を検討</p>
27	山縣委員	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市は、中心市街地、中山間地域、平野部とで人口動態等のデータのギャップが大きいので、その差を地域ごとにデータで示せば、より課題を明確にすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の中で対応を検討 ・計画の資料編に一部データを掲載
28	荻谷委員	その他	<p>少子高齢化や後継者不足は避けて通れないので、しっかり検討を進めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に反映 ・事業の中で対応を検討

市民が主役のまちづくり

- 【市-1-1 人権尊重・非核平和友好の推進】
- 1 人権に関する意識啓発の推進
 - ・新たな人権問題(LGBT等)についての啓発の推進
 - 2 非核平和に関する意識啓発の推進
 - ・若い世代の意識啓発の推進
 - ・戦争体験の伝承者の育成
 - 3 多文化共生の推進
 - ・外国人の多様化するニーズへの対応
 - ・外国人の地域の担い手や働き手としての活躍
- 【市-1-2 男女共同参画社会の形成】
- 1 男女共同参画・女性活躍の促進 ※柱の名称変更
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発と環境づくりの推進
 - ・女性の活躍推進
 - 2 相談体制の充実
 - ・DVや児童虐待など、様々な要因が複雑に絡み合う相談への関係機関と連携した対応の強化
- 【市-1-3 ユニバーサルデザインの推進】
- 1 ユニバーサルデザインの普及啓発
 - ・市民や事業者等のユニバーサルデザインの理解促進と主体的な取組の推進
 - 2 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進
 - ・「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」の見直し・改善
 - ・指針に適合した施設整備の推進

- 新【市-2-1 まちづくりの人材育成・確保】
- 新1 人材の育成
- ・まちの魅力向上・課題解決に関心と意欲を持って、行政・地域とともに取り組む人材の創出・育成を推進
 - ・高齢者や若者、女性、障害のある人、外国人の一人ひとりの能力がいかされ、活躍できる環境づくりを推進 ※文言修正
- 新2 若者等の定住・UIJターンの促進
- ・地域に愛着と誇りを持つ若者の定住促進
 - ・まちづくりの魅力向上や課題解決の力となるUIJターン者の増加
- 【市-2-2 市民活動の促進】
- 1 多様な市民活動への支援
 - ・市民活動・ボランティアに関する情報発信の充実
 - ・市民活動団体の交流促進と安定的・継続的な運営支援
 - 2 市民参画と協働の推進
 - ・市政に関する情報の効果的な発信と、市民参画の更なる推進
 - ・大学等と連携した地域課題の解決の推進
 - 3 支え合い体制構築の推進
 - ・中山間地や中心市街地等における、集落の実情に合った支援の充実
- 【市-2-3 地域自治の推進】
- 1 地域自治区制度の推進
 - ・地域協議会の新たな担い手の確保と活動の活性化
 - 2 地域コミュニティ活動の促進
 - ・主体的なコミュニティ活動の支援と、活動成果の発信
 - ・活動の継続が困難な地域への効果的な対策の検討

2 環境分野

- 【2-1-1 ごみ減量・リサイクルの推進】
- 1 ごみの適正処理の推進
 - ・出前講座やクリーンセンター等の施設見学を通じた環境教育の充実
 - 2 リサイクルの推進
 - ・民間企業等の環境配慮の取組をいかしたリサイクルの促進
- 【2-1-2 環境汚染の防止】
- 1 公害対策の推進
 - ・地盤沈下の防止対策の推進
 - 2 排水処理対策の推進
 - ・農業集落排水施設との連携や投資効果を踏まえた公共下水道の効率的な整備
- 【2-1-3 自然環境の保全】
- 1 生物多様性の保全
 - ・大型鳥獣などの出没抑制策の強化 ※文言修正
 - 2 開発事業に対する環境配慮の指導
 - ・開発事業者に対する、環境に配慮した事業実施の徹底

- 【2-2-1 地球温暖化対策の推進】
- 1 再生可能エネルギーの普及
 - ・太陽光発電の民間での普及
 - ・下水道エネルギーの利用拡大の検討
 - 2 省エネルギー化の推進
 - ・日常生活における省エネの実践促進
- 【2-2-2 環境学習の推進】
- 1 環境を学ぶ機会の提供
 - ・環境団体と連携した環境学習の充実
 - 2 環境美化の推進
 - ・個人や民間企業による環境美化に向けた自発的な実践活動の促進

赤字：今回の変更内容(第2回審議会意見等の反映)
青字：第2回審議会でも審議した施策の柱の見直し内容等

1 防災・防犯分野

- 【1-1-1 大規模災害への対応力の強化】
- 1 危機管理能力の向上
 - ・実践的な訓練・研修を通じた職員の危機管理能力の向上
 - 2 自然災害への対応力の強化
 - ・津波・洪水等のハザードマップの更新・周知
 - ・要配慮者の個別避難計画に基づく、福祉避難所への迅速な避難の確保 ※文言修正
 - 3 原子力災害への対応力の強化
 - ・市民の災害理解の向上
 - ・国、県等と連携した避難体制の整備
- 【1-1-2 災害に強い都市構造の構築】
- 1 地震に強い都市構造の構築
 - ・公共施設の耐震化の着実な推進
 - 2 治山治水対策の推進
 - ・「雨水管理総合計画」の策定による効率的かつ総合的な浸水対策の実施
 - 3 災害に強い居住環境の構築
 - ・木造住宅の耐震対策の促進
 - ・空き家等の適切な維持管理と利活用の促進
- 【1-2-1 消防体制の整備】
- 1 常備消防体制の整備
 - ・家屋連担地域における大規模火災への対応強化
 - ・常備消防と消防団の連携強化
 - 2 消防団活動の推進
 - ・消防団員が抱える課題への対応
 - ・消防団の適正配置の推進

- 【1-2-2 地域防災力の維持・向上】
- 1 市民一人ひとりの防災意識の向上 ※柱の新設
 - ・一人ひとりの防災意識の向上
 - ・的確な判断で行動するための知識の普及
 - 2 自主防災活動の推進
 - ・自主防災組織が結成出来ない町内会や、防災活動の取組が困難になっている地域への対応強化
 - ・防災士等の防災リーダーの養成と活動の推進
- 【1-3-1 防犯対策の推進】
- 1 多様化・巧妙化する犯罪への対応
 - ・多様化・巧妙化する高齢者等への特殊詐欺の対策推進
 - 2 地域防犯力の向上
 - ・地域における見守り活動等の防犯活動の活発化
- 【1-3-2 交通安全対策の推進】
- 1 交通安全意識の啓発
 - ・高齢者が関与する交通事故の抑止に向けた啓発活動等の充実
 - 2 交通安全活動の推進
 - ・学校、老人クラブ等による交通安全活動の推進

3 健康福祉分野

- 【3-1-1 こころと体の健康の増進】
- 1 健康づくり活動の推進
 - ・若い世代の健診受診と生活習慣改善の推進
 - 2 こころの健康サポートの推進
 - ・関係機関との連携による市の実態にあった自殺予防の推進
 - 3 公衆衛生環境の保全
 - ・斎場施設の老朽化と需要増加に対応した施設整備
- 【3-1-2 地域医療体制の充実】
- 1 上越地域医療センター病院の機能強化
 - ・上越地域医療センター病院を核とした医療・介護・福祉の連携強化
 - 2 地域医療ネットワークの構築
 - ・医師確保による地域医療体制の維持
 - 3 救急医療体制の確保
 - ・救急外来への適正受診の啓発等による救急医療体制の維持
- 【3-2-1 高齢者福祉の推進】
- 1 介護予防の推進
 - ・生活習慣病の発症・重症化予防の推進
 - ・認知症の予防から認知症の人とその家族への総合的な支援の充実
 - 2 生きがいの推進・出番の創出
 - ・高齢者の力をいかした地域づくりなど、活躍できる場の創出
 - 3 最適なサービス提供
 - ・地域支え合い事業の実施率の向上と、医療と介護の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 4 見守り体制の強化
 - ・地域や民間企業等との連携による見守り体制の強化
- 【3-2-2 個性を尊重した障害者福祉の促進】
- 1 就学支援の充実
 - ・相談体制と療育支援の充実

- 2 就労支援の充実
 - ・農福連携の推進等による就労先の拡大と賃金の向上を通じた自立の促進
 - 3 社会参加の促進
 - ・重度の障害のある人の増加に対応した施設整備の支援
 - ・共生型サービスの活用等による障害(児)者の受入体制の拡充
- 【3-2-3 複合的な課題を抱える世帯への支援】
- 1 相談体制の強化
 - ・地域住民や各種団体が積極的に関わり合う、地域の支え合い体制の強化
 - ・関係機関と連携した複雑・多様化する相談への対応強化
 - 2 自立へ向けた支援の充実
 - ・生活困窮者の就労等の自立支援の充実
 - ・中学校卒業生と高校生を対象とした相談支援の充実
- 【3-3-1 子育てに関する負担や不安の軽減】
- 1 母子保健事業の充実
 - ・母子の健康の保持増進と子育てに関する不安・負担感の軽減
 - 2 子育て家庭への経済的支援
 - ・子育て環境の整備と子育て世帯への経済的支援の継続
 - 3 子どもの育ち支援の充実
 - ・子育て環境の充実と魅力発信
 - ・虐待の予防対策の推進
- 【3-3-2 子育て環境の充実】
- 1 保育園等の充実
 - ・児童数の変化に臨機に対応できる体制整備と、民間施設との連携等による保育園の適正配置の推進
 - 2 多様な保育サービスの提供
 - ・親の就業率の増加等の子育て環境の変化に対応した保育サービスの充実

4 産業・経済分野

【4-1-1 ものづくり産業・商業の振興】

- 1 **中小企業・小規模企業の経営基盤の安定・強化 ※柱の名称変更**
 - ・上越市中小企業・小規模企業振興基本条例に基づいた地域を挙げた地元企業の支援の推進
 - ・国・県等の関係機関と連携した事業承継の支援
- 2 **新製品・新技術開発等の企業の育成支援**
 - ・企業ニーズ等に対応した各種優遇制度の活用による設備投資の促進
 - ・企業の人材育成や技術力の維持、技能伝承の促進
- 3 **商店街の維持・活性化**
 - ・市民団体や商店街関係者等との連携促進と、誘客施設等を活用した街なか回遊の促進

【4-1-2 物流・貿易の振興】

- 1 **直江津港の拠点性の強化 ※柱の名称変更**
 - ・エネルギー港湾の拠点性をいかした産業振興
- 2 **物流・貿易の活性化**
 - ・取扱貨物量の増加に向けた港湾サービスの向上と効果的なポートセールスの推進

【4-1-3 新産業・ビジネス機会の創出】

- 1 **企業立地の推進**
 - ・地域経済を牽引する企業への支援の充実
 - ・労働人口の減少等に対応した企業誘致の促進
- 2 **起業・創業の支援**
 - ・創業・第二創業と事業承継の促進
 - ・U・Iターン者やサテライトオフィス設置事業者等による創業の促進
- 3 **経済交流の推進**
 - ・専門機関と連携した海外取引の促進
 - ・広域ネットワークをいかした他自治体等との経済交流の推進

【4-2-1 観光の振興】

- 1 **当市ならではの観光地域づくり ※柱の名称変更**
 - ・食や文化等の観光資源の魅力向上
 - ・インバウンドを視野に入れた効果的で質の高い情報発信の推進
- 2 **広域交通網をいかした誘客促進**
 - ・上越妙高駅を利用した誘客と市内への立ち寄りの促進
- 3 **市内の回遊性の向上**
 - ・新水族博物館「うみがたり」などを活用した市内周遊の促進
 - ・滞在交流型観光の推進 ※柱の1から移動

【4-2-2 交流機会の拡大】

- 1 **各種コンベンション等の誘致**
 - ・東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の受入実績や広域交通網をいかしたスポーツ大会等のコンベンションの誘致の促進
- 2 **誘致効果の拡大**
 - ・事業者や団体等との連携による誘致効果の拡大

【4-3-1 就労支援の充実】

- 1 **市内就労の促進 ※柱の名称変更**
 - ・地域の労働力不足に対応した女性や高齢者、外国人の労働力の確保・活用
 - ・若者やUIターン者の市内就労の促進
- 2 **職業能力の向上**
 - ・地域産業に必要な技能を承継する人材等の育成 ※文言修正
- 3 **仕事と生活の調和の促進**
 - ・労働者の価値観やライフスタイルの多様化に対応した雇用環境の改善等によるワーク・ライフ・バランスの推進

6 教育・文化分野

【6-1-1「知・徳・体」を育む学校教育の推進】

- 1 **基礎学力の向上**
 - ・授業改善等の学力向上の取組の充実
 - ・児童・生徒の特性や障害に応じた学習支援の充実
- 2 **特色ある学校教育の推進**
 - ・学校や地域の強みをいかしたカリキュラムの実践
 - ・ICT教育、キャリア教育の推進
 - ・家庭の教育力の向上

【6-1-2 学校教育環境の整備】

- 1 **全ての子ども学びの保障**
 - ・いじめ・不登校の解消に向けた関係機関との連携による相談・支援体制の強化
 - ・経済的理由により就学が困難な児童生徒の支援
- 2 **学校の適正配置・整備**
 - ・児童・生徒の減少に対応した学校の適正配置の推進
- 3 **地域ぐるみの教育の推進**
 - ・学校・家庭・地域が一体となった教育の一層の推進

【6-2-1 学びを通じた人づくり、地域づくりの推進】

- 1 **多様な学習機会の提供**
 - ・社会経済環境の変化やニーズの多様化に対応した学習機会の提供
- 2 **公民館活動を通じた人づくり**
 - ・学びの成果を生かした地域づくり、支え合う人づくりの推進
- 3 **図書館活動の推進**
 - ・読書活動の推進と児童・青少年の利用促進

【6-2-2 スポーツ活動の推進】

- 1 **スポーツ活動の普及推進**
 - ・東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機としたスポーツ活動の活発化
 - ・健康増進の観点も踏まえた、幅広いスポーツ活動の推進
- 2 **スポーツ競技力の向上**
 - ・競技団体等との連携によるトップアスリートの育成の推進
 - ・競技人口やニーズの変化に対応したスポーツ施設の再配置

【6-2-3 文化活動の振興】

- 1 **歴史・文化的資源の保存と活用**
 - ・歴史的資源に触れる多様な機会の創出と市民主体の保存・活用の促進
- 2 **文化・芸術活動の振興**
 - ・文化・芸術活動に触れる機会の創出と、活動しやすい環境づくりの支援 ※文言修正

5 農林水産分野

【5-1-1 農業の振興】

- 1 **生産基盤の強化**
 - ・土地改良事業の計画的な推進による生産性の向上
- 2 **担い手の確保**
 - ・法人育成の推進及び農地集積、法人間連携の促進
 - ・新規就農支援の強化
- 3 **所得の向上**
 - ・園芸と水稲の複合経営の促進
 - ・需要に応じた米生産等の方向性の明確化
 - ・低コスト生産技術の普及

【5-1-2 林業・水産業の振興】

- 1 **担い手の確保**
 - ・森林環境税を活かした森林整備・活用
 - ・漁協の体制強化による担い手の確保
- 2 **所得の向上**
 - ・間伐材の活用促進
 - ・海産物の付加価値の向上と消費拡大
- 3 **林業・水産資源の維持**
 - ・森林の適正な保育管理の推進
 - ・種苗放流等の漁獲量の安定確保

【5-2-1 中山間地域の振興】

- 1 **農業・農地の維持 ※柱の名称変更**
 - ・地域マネジメント組織の機能強化
 - ・中山間地域の農地保全及び農業生産活動の促進
 - ・農作物の有利販売の促進
 - ・関係機関と連携した農作物の鳥獣被害防止策の推進
- 2 **農村の維持 ※柱の名称変更**
 - ・集落の維持・活性化の支援と移住者の受入促進
- 3 **里地里山の保全**
 - ・公益機能の維持と市民全体で里地里山を保全する意識の醸成 ※追加

【5-2-2 農・食を通じた生きる力の向上】

- 1 **食育活動の推進**
 - ・若年層から高齢者までの切れ目のない食育の推進
 - ・市民団体・サークルによる食育活動の促進
- 2 **生産活動を通じた生きがい・活躍の場づくり**
 - ・農産加工や6次産業化の促進による高齢者や女性、障害のある人の活躍支援

7 都市基盤分野

【7-1-1 インフラ整備の最適化】

- 1 **施設の長寿命化の推進**
 - ・各種計画に基づく施設の長寿命化対策の推進
- 2 **整備計画に基づく効率的・効果的なインフラ整備**
 - ・各種計画に基づくインフラの着実な整備

【7-1-2 機能的・効率的な交通ネットワークの確立】

- 1 **地域交通の利便性向上**
 - ・バス路線の階層化や自助・互助を含めたきめ細かな交通形態づくり
 - ・鉄道とバスの接続性の向上
- 2 **広域交通網との連結強化**
 - ・上越魚沼地域振興快速道路等の整備の推進
- 3 **冬期間の交通網の確保**
 - ・消融雪施設の整備の推進
 - ・自助・共助による除雪体制の確保

【7-2-1 土地利用政策の推進】

- 1 **適正な規制と誘導の推進**
 - ・人口減少の進行等への対応を図りながら、地域特性をいかす「メリハリのある土地利用」の推進
- 2 **計画的な市街地整備**
 - ・まちなかの魅力向上に向けた市街地整備の推進
- 3 **拠点機能の維持**
 - ・まちなかの賑わい創出と居住人口の増加
 - ・暮らしを支える都市機能の確保

【7-2-2 地域の個性をいかした空間形成】

- 1 **景観形成の推進**
 - ・景観をいかしたまちづくりの推進
- 2 **自然と調和した都市空間の形成**
 - ・公園施設の集約・充実と、民間活力を活用した都市空間の形成

平成 30 年 9 月 11 日
第 3 回総合計画審議会
資料No.3

第 6 次総合計画 後期基本計画（案）

- 本文中の下線部分は、施策の柱において骨子となる取組を示しています。
- 序論及び資料編は、別途作成し、本編とともに公表します。

1 市民が主役のまちづくりの基本施策

1 人権尊重・非核平和友好の推進

▽ 施策の方針

出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等による差別や意識上を含むあらゆる障壁を解消するため、市民への意識啓発を一層推進するとともに、人権侵害による被害の防止に努めます。

戦争の記憶を後世に伝えるため、市民への非核平和に関する意識啓発を行い、恒久平和の実現に寄与します。

また、外国人市民や異文化への理解を深めるとともに、生活支援体制を整えるなど、多文化共生社会の推進に取り組み、市民の国際感覚の醸成に努めます。

▽ 現状と課題

○市では、小中学校等と連携し、幼少期から人権や同和問題に対する意識啓発を推進するとともに、企業や地域との連携による意識啓発にも取り組んできたほか、「本人通知制度」により、戸籍等の不正取得に対する個人情報の漏洩防止を図るなど、人権侵害による被害の防止に努めてきました。

○また、戦争にまつわる実物資料や写真パネル等を展示した「平和展」を開催するなど、非核平和友好の推進に向け、戦争の悲惨さと平和の尊さ、命の大切さの認識を深める機会を提供してきました。

○さらに、国際交流センターを拠点に、近年増加する外国人市民の日常生活の支援のほか、ワールドキャンプなど市民向けの異文化体験などを通して多文化共生社会の推進と市民の国際感覚の醸成に努めてきました。

○しかしながら、近年、インターネット上の人権侵害や性的少数者に対する偏見・差別など、新たな人権問題が生じていることから、引き続き、あらゆる差別を解消するため、より一層人権に関する意識啓発を推進する必要があります。

○また、終戦からの月日の経過とともに、戦争体験者の高齢化が進む中、戦争の記憶の継承も課題となってきました。

○このことから、人権尊重や非核平和に関する意識啓発をより一層推進するとともに、多文化共生の実現に向けた取組を進める必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 人権に関する意識啓発の推進

- ・市民一人ひとりの基本的人権が真に尊重される地域社会を実現するため、学校や地域、企業、関係機関と連携・協力しながら、各種研修会などの啓発活動を推進します。また、メディアの多様化やインターネットの普及により増加している人権侵害や、性的少数者に対する偏見や差別の解消に向け、啓発活動や相談、被害者の救済に取り組みます。
- ・上越市子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）に基づき、子どもの権利を尊重・保障する取組を推進します。

2 非核平和に関する意識啓発の推進

- ・戦争体験者の高齢化が進む中で戦争の記憶を風化させることなく後世に伝え、恒久平和の実現に寄与するため、市民への普及啓発や平和の尊さを伝えていく担い手の育成を図ります。
- ・平和展の開催や平和記念公園展示館などにおいて、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ機会を提供し、特に将来を担う若い世代に対して非核平和への意識の向上を図ります。

3 多文化共生の推進

- ・多文化共生社会の実現を図るため、国際交流センターを拠点とし、国際交流を担う人材を育成するなど、市民の意識啓発と国際感覚の醸成に努めます。
- ・グローバル化に伴い増加する外国人市民が暮らしやすい環境づくりに向けて、生活ニーズに対応した情報提供や相談対応を行います。
- ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を推進します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

1 市民が主役のまちづくりの基本施策

2 男女共同参画社会の形成

▽ 施策の方針

男女共同参画社会の実現に向け、家庭や学校など、幼少期からの教育を通し、あらゆる分野・場面において性別に捉われず、それぞれの個性・能力に応じた役割を平等に担うとともに、その能力を十分に発揮し、誰もが自分らしく生き、活躍できる環境づくりを進めるため、啓発活動や人材育成活動を推進します。

また、DV 事案を始め、複雑・多様化している相談に適切に対応するため、関係機関と連携し、ニーズを踏まえた相談体制の充実に努め、相談者やその家族を含めた自立を支援します。

▽ 現状と課題

○市では、男女共同参画推進センターを拠点に、性別による差別的取扱いの撤廃や固定的考えに対する意識の変革に向けて取り組んできたほか、主に女性の抱える様々な問題に対応するため、女性相談員による相談体制を構築し、ケースに応じた適切な対応に努めてきました。

○しかしながら、依然として男女の平等感で男性の方が女性よりも優遇されているという割合が高いことが調査から判明しており、性別による役割分担意識が根強く残っています。

○また、近年、女性相談の事案が複雑・多様化し、全国的にもストーカー殺人など凶悪犯罪が発生しており、当市においてもDV 事案で被害者が生命の危機を訴える事案が恒常的に生じています。

○このことから、男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において性別に関係なく、誰もが自分らしく生き、活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりと暴力を許さない社会づくりを推進する必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 男女共同参画・女性活躍の促進

- ・男女共同参画社会の実現を図るため、関係団体・機関等と連携し、ワーク・ライフ・バランスの浸透や、根強く残る性別による役割分担意識の解消など、あらゆる世代に向けた啓発活動を行います。
- ・職場や地域など様々な分野・場面において女性が活躍できるよう、意識啓発や情報提供、人材育成など、活躍しやすい環境づくりに取り組めます。

2 相談体制の充実

- ・主に女性の抱える問題や、DV・児童虐待等の様々な要因が複雑に絡み合う問題に対応するため、関係機関との連携を強化し、ケースに応じた適切な助言・サポートに取り組むとともに、女性相談窓口の認知度向上に努めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

1 市民が主役のまちづくりの基本施策

3 ユニバーサルデザインの推進

▽ 施策の方針

「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、意識上を含めたあらゆる障壁のない誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現に向け、市民や事業者等へユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を行います。

また、公共施設や公共空間のユニバーサルデザイン化に取り組むとともに、市を窓口として民間事業者等への働き掛けを行い、施設整備におけるユニバーサルデザイン化を推進します。

▽ 現状と課題

○市では、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、性別、年齢、障害等の有無にかかわらず、誰もが共に支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含めたあらゆる障壁のないまちの実現に向け、総合的に施策の展開を図ってきました。

○また、市職員や教職員向けのユニバーサルデザイン研修や学校等への出前講座の開催、普及啓発冊子の配布などを通して、ユニバーサルデザインを学ぶ機会を提供してきました。

○さらに、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、民間事業者等へも新潟県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した施設整備を促進してきました。

○しかしながら、市民等によるユニバーサルデザインの理解と取組が十分に進んでいるとは言えません。

○このことから、あらゆる障壁のない、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちの実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を推進するとともに、官民双方から施設整備におけるユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちを実現するため、社会におけるあらゆる障壁の解消に向け、市民や事業者等へ「心のユニバーサルデザイン」を含むユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発活動を行います。
- ・東京オリンピック・パラリンピックや外国人観光客の増加による交流拡大の機会を捉え、市民や事業者等によるユニバーサルデザインの主体的な取組を一層推進します。

2 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進

- ・誰もが安全に安心して快適に利用できる公共施設にするため、「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」に適合した施設整備を推進します。
- ・公共施設整備における建築技術の向上や関係法令の改正、利用者のニーズを踏まえ、指針の見直しを検討します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

1 市民が主役のまちづくりの基本施策

4 まちづくりの人材育成・確保

▽ 施策の方針

地域コミュニティ、福祉、産業等のまちづくりのあらゆる分野において、その発展と課題解決を担う人材が継続的に確保されるよう、若者や高齢者、女性、障害のある人、外国人を含む市民一人ひとりの個性や能力が磨かれ、活躍につながる環境づくりに取り組むとともに、各分野において求められる人材・担い手の創出・育成を図ります。

また、地域に新たな活力を生み出す人材の定着と当市への還流を図るため、魅力ある暮らしやしごとの創出などにより、若者の地域への愛着と定住意識を高めるとともに、当市の魅力発信や移住体験の機会づくり、移住希望者の個々の状況に応じた働き掛けなどにより移住を促進します。

▽ 現状と課題

○市では、市民が主役となり、地域の課題解決や魅力・活力の向上が図られるよう、地域自治体制度の推進や、地域コミュニティ活動や市民活動への支援、それらの制度・活動を担う人材の育成に取り組んできたことから、市民や市民活動団体によるまちづくりの様々な取組が広がりを見せています。

○一方で、少子化・高齢化の進行や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、仕事や地域活動をはじめ、あらゆる分野において担い手不足が顕在化しています。

○とりわけ、防災分野では自主防災活動の推進役や消防団員、健康福祉分野では医師や看護職・介護職、産業分野では中小企業の後継者や製造業従事者、職人といわれる人々、農林水産業の従事者、教育分野では文化・芸術活動やスポーツ活動の担い手などが高齢化等により減少し、今後の市民生活や地域産業の維持・発展に影響が生じかねない状況となっています。

○今後、まちづくりを支える人材の定住と移住促進がこれまで以上に求められる中、全国的な都市部からの移住意識の高まりとともに、当市の移住相談の総合窓口「ふるさと暮らし支援センター」への相談や移住希望者の現地案内の件数は年々増加しており、移住して地域の活性化や農業に挑戦し、活躍する人が多く生まれています。

○このことから、地域の暮らしや産業のほか、まちづくりの様々な分野において課題解決や活力向上に取り組む人材・担い手の創出と育成を目指し、市民の主体的な取組を支援するための情報発信や学習機会の提供に取り組むとともに、女性や高齢者、外国人、障害のある人、一人ひとりの能力が地域・家庭・職場の中でいかされ、活躍できる環境づくりを推進します。

○また、若者の定住促進とともに、当市に魅力を感じて移住を決意し、地域に根付き力になる人材を多く呼び込むため、地域や受入団体と連携し、移住相談会での情報発信や、移住体験ツアー等による交流促進、就職・就農・転職・起業・住まいの情報提供等の移住相談の取組を一層推進します。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 人材の育成

- ・まちづくりの様々な分野において意欲を持って活動する人材・担い手を継続的に確保するため、先進的な取組を行っている人や団体、関係機関等と連携し、各取組の成果・魅力を発信するとともに、関心や意欲を持つ人への相談や学習機会の提供等により能力・技術の向上を支援するほか、取り組む人同士のネットワークづくりなどを進めます。
- ・各政策分野の施策との連携を図りながら、若者や高齢者、女性、障害のある人、外国人を含む市民一人ひとりの能力が地域・家庭・職場の中でいかされ、活躍できる環境づくりを推進します。
- ・地域住民や関係者とともに課題解決等のミッションに取り組む人材を地域おこし協力隊員として採用するなど、地域に根付き、力になってくれる人材を誘致・育成します。

2 若者等の定住・UIJターンの促進

- ・若者の定住を促進するため、地域の暮らしや産業の魅力を実感し、愛着と誇りを持てるよう、若者の視点や意見をいかしたまちづくりを推進します。
- ・公共交通機関を利用して市外の大学等に通学する学生に対し通学費を奨学金として貸し付けます。
- ・移住希望者の相談、現地案内、支援策の紹介等をワンストップで担う「上越ふるさと暮らし支援センター」において、市の魅力や移住希望者のニーズに応じた支援情報を発信します。
- ・移住希望者から地域を知ってもらう移住体験ツアーや、市内で働きながら市内の暮らしを体験する、ふるさとワーキングホリデーなどの実施により、関係人口や交流人口の増加を図り、UIJターンを促進します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

1 市民が主役のまちづくりの基本施策

5 市民活動の促進

▽ 施策の方針

まちづくりの主役である市民の市政への参画や、適切な担い手の協働による効果的な公共的課題の解決を促進するための環境を整えます。

市民の主体的な取組を広げるため、市民活動への関心を高める意識啓発や情報提供、ボランティア等の支援に取り組むとともに、新たな市民活動の担い手となる人材の育成に努めます。

分野横断的に地域や人の支え合い体制の構築に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

▽ 現状と課題

○市では、自治基本条例により、まちづくりの主役である市民の市政への参画や、多様な担い手の連携・協働など自治の基本的な理念や原則を明らかにし、市政運営の中で必要な制度を構築し、活用してきました。

○市民活動の促進に向けて、NPO・ボランティアセンターを拠点として、ボランティアに関するニーズ情報の収集、提供及びコーディネートを行うほか、活動の場となる市民活動室の提供や活動に役立つ情報の発信を行うなど、様々な支援の取組を進めてきました。

○また、市民活動への参画促進と市民活動団体同士の連携が図られるよう、交流会や体験ツアーを継続的に実施してきました。

○さらに、市内外の大学の専門知識や学生の活力・アイデアをいかしたまちづくりの推進にも取り組んできました。

○こうした取組の成果により、市民の主体的な取組が広がる一方で、現に活動している団体等において新規会員の減少や役員の高齢化の問題などが顕在化しており、従来行われてきた活動が衰退することが懸念されています。

○また、中山間地域等において、暮らしの支え合い体制の脆弱化が深刻な課題になっています。

○このことから、多様な市民活動をさらに促進するため、市民への効果的な情報発信による意識啓発や各種イベントのPRを始め、活動の担い手となる人材の育成や活動を持続・発展させることのできる組織力の強化を支援するとともに、地域の支え合い体制づくりを推進していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 多様な市民活動への支援

- ・様々な分野における公共的課題の解決や、まちづくり活動を市民の自主性とノウハウに基づいて推進していくため、市民活動の促進につながる取組を行います。
- ・市民活動を活発化するため、NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動やボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、団体の活動が安定的・継続的に行われるよう、ニーズに沿った講座の開催や相談対応により支援します。

2 市民参画と協働の推進

- ・市民参画と協働の推進に向け、市政やまちづくり、協働に関する情報提供や、市民参画しやすい環境づくりを進めます。
- ・また、速達性・拡散性のある SNS 等を活用し、若者や女性等に遡及力のある情報提供や、まちづくりに参加しやすいテーマによるワークショップの開催等に取り組みます。
- ・大学が有する専門的な知見と学生の活力を地域の課題解決につなげるため、市内外の大学と地域との連携に取り組みます。

3 支え合い体制構築の推進

- ・市民の暮らしの支え合い体制を維持・構築するため、地域の実態を踏まえ、住民や関係団体等との話し合いを通じた支援や体制づくりなどのコーディネートを行います。
- ・人口減少や高齢化の影響が深刻な中山間地域等において、支え合い体制の維持・構築に向け、地域の実情に合った支援を行います。特に、中山間地域において、企業や団体等の地域貢献活動を通じて、支え合い体制の構築に向けた支援を行います。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

1 市民が主役のまちづくりの基本施策

6 地域自治の推進

▽ 施策の方針

地域自治区制度について、市民の理解を深め、持続可能な体制づくりを進めるとともに、必要な場面で、市民が自ら活用していく意識の醸成を図っていきます。

また、地域コミュニティ活動を支援することにより、地域内での主体的なまちづくりや課題解決を行う力の維持・向上を目指します。

▽ 現状と課題

○市では、自治基本条例の制定や市内全域への地域自治区制度の導入により、地域自治の仕組みを確立し、運用に努めてきました。

○地域活動支援事業を地域の実情に応じて実施し、身近な地域において市民が主体的に取り組む活動を支援し、地域課題の解決や地域の活力向上につなげるとともに、コミュニティプラザの整備・運営により、地域活動・市民活動の場づくりに取り組んできました。

○また、町内会集会施設の整備支援などにより活動の場づくりや、地域コミュニティ活動の普及啓発等に取り組んできた一方で、高齢化の進行や、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域行事やまちおこし、消防団活動など、まちづくりのあらゆる場面で担い手が不足し、従来行われてきた地域コミュニティ活動が衰退することが懸念されます。

○このことから、今後も、地域協議会などの制度や仕組みについて、市民の理解を促進していくとともに、これらの仕組みの活用を通じ、地域コミュニティの活動を支援していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 地域自治区制度の推進

- ・市民と行政が協力し、身近な地域の課題をより良い形で解決するため、地域協議会の制度や活動内容を市民に広く発信し、理解と関心を高め、制度を活用した取組を一層促進します。
- ・地域協議会が、地域と行政の「協働の要」として機能し、身近な地域の課題解決に一層力を発揮できるよう、地域協議会が行う地域課題の抽出や解決策の検討、各地域で活動する様々な団体等との意見交換等を支援します。

2 地域コミュニティ活動の促進

- ・地域の課題解決や活力の向上に向けて、市民による自発的・主体的な取組が推進されるよう、取組環境の整備や取組事例の紹介を行います。
- ・地域コミュニティ活動を促進するため、地域コミュニティの課題解決や地域の活性化に向けて取り組む町内会等へアドバイザーを派遣するなど地域の主体的な取組を支援します。
- ・地域活動の拠点を整備するため、地域コミュニティの拠点となる集会施設等の整備を支援します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1-1-1 大規模災害への対応力の強化

▽ 施策の方針

全国で発生した大規模災害の教訓や過去の災害経験等を踏まえ、様々な状況を想定した上で、関係機関と連携を図り、実効性のある防災対策や防災体制の構築に取り組み、大規模災害への対応力を強化します。

▽ 現状と課題

- 市では、これまで災害等から市民の生命・身体、財産を守るため、地域防災計画に基づき、災害の予防等に必要な対策や、災害時の初動マニュアルの作成などを進めたほか、危機管理に関する職員研修・訓練を継続実施し、職員の災害対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携体制の強化に努めてきました。
- 市内では、中越沖地震や長野県北部地震、新潟・福島豪雨災害、豪雪災害、板倉区国川地内地震すべり災害、爆弾低気圧による暴風災害など、毎年のように深刻な被害を及ぼす自然災害が発生しており、こうした災害の経験をいかした災害への対応力の強化が求められています。
- また、近年、東日本大震災を始め、熊本地震や西日本豪雨などの大規模災害が発生しており、原子力災害や津波災害への対策や大規模災害への対応が課題となっています。
- このことから、全国で発生した大規模災害の教訓や、過去の災害経験等を踏まえ、地域防災計画の着実な推進により危機管理能力の向上を図り、災害対応力を高めていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 危機管理能力の向上

- ・危機管理能力の向上を図るため、職員の職階に応じた実践的な研修・訓練を実施し、災害対応の実効性を高めます。
- ・災害時の職員行動マニュアルや災害対応マニュアル、災害時情報連絡（テレビ会議）システム、職員連絡メールを活用し、災害発生時の迅速な対応を確保します。
- ・地域防災計画に基づき、各種災害の予防から応急対策、復興・復旧までを想定した体制を確保するとともに、従来想定されていなかった新たな災害の危険性を認識し、対応策の調査研究を進めます。

2 自然災害への対応力の強化

- ・地震、津波、風水害、土砂災害、雪害など自然災害による被害の未然防止・軽減を図るため、各種ハザードマップを更新し、防災意識の啓発や自主防災組織等による避難訓練での活用を図るなど、市民の自主的で迅速な避難行動を促進します。
- ・自然災害の発生時において、遅滞なく避難所を開設し、円滑に運営するため、周辺町内会や施設管理者と連携した開設・運営体制の強化や、備蓄品の計画的な更新に取り組みます。
- ・災害時において特に配慮を必要とする高齢者や障害のある人について、個別避難計画に基づき、福祉避難所への迅速な避難を確保します。

3 原子力災害への対応力の強化

- ・放射線による健康被害から市民を守るため、国や新潟県、関係市町村と連携し、実効性のある広域的な避難体制の整備を進めます。
- ・原子力災害の発生時に市民一人ひとりが的確な防護措置をとれるよう、放射線の基礎知識や屋内退避の必要性、避難行動における注意点などについての周知を進めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1-1-2 災害に強い都市構造の構築

▽ 施策の方針

・過去の災害経験等をいかし、地震・水害・地すべり災害等の大規模災害の発生に備え、公共施設の耐震化や雨水幹線の整備、河川改修など都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、居住環境の防災力を高め、市民の生命・財産を災害から守るための施策を展開することにより、災害に強い都市構造の構築を推進します。

▽ 現状と課題

- 市では、地震対策として、既存インフラの耐震化や耐震基準に基づく更新等を計画的に進めており、公共建築物については、旧耐震基準の建築物の耐震化や老朽化に伴う建替え・除却、長寿命化に取り組んでいますが、依然として耐震性が低い施設が存在しています。
- また、木造住宅については、耐震化への支援により一定の進展は見られたものの、旧耐震基準の住宅に居住される人の高齢化等により、改修への投資意欲や地震に対する防災意識が高まらず、耐震化工事が十分に進んでいない状態です。
- さらに、人口減少や世帯構成の変化により空き家が増加し、老朽化による被害の発生が懸念されます。
- 治山治水対策としては、荒廃山地や森林の保安、地すべり防止区域において、地すべり巡視員による土砂災害の兆候の早期発見に努めるなど地域特性を勘案しながら治山対策に取り組んでいますが、近年の局地的な異常降雨により、市内各所において、河川の増水や宅地の浸水などの被害が発生していることから、市民から被害の解消・軽減に向けた要望が年々強まっています。
- このことから、過去の災害経験を踏まえ、引き続き、建物の耐震化や長寿命化、老朽化した空き家の対策などに取り組むとともに、河川の適切な維持管理による保全や計画的な雨水幹線等の整備など災害に強い都市構造の構築に取り組んでいく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 地震に強い都市構造の構築

- ・地震発生に伴う被害の軽減を図るため、主要な橋梁や下水道処理施設の耐震化や、水道の基幹管路の耐震化、ガス管の更新を着実に進めます。

2 治山治水対策の推進

- ・浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者や地元町内会と連携しながら河川施設や排水路等の維持管理に努めます。また、雨水管理総合計画に基づき、効率的かつ総合的な浸水対策を実施します。
- ・保倉川放水路と儀明川ダムの早期建設に向け、国・県への要望と連携を強化します。
- ・新潟県と連携を図り、土砂災害に関する啓発活動や危険区域の巡視活動に取り組みます。

3 災害に強い居住環境の構築

- ・地震による住宅の被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断の実施や耐震化に向けた市民等の防災意識の啓発に取り組みます。
- ・空き家の老朽化等による被害発生を防止するため、危険な空き家の把握と、所有者への適切な維持管理の助言・指導を行うとともに、空き家が危険な状態にならないよう、利活用の促進を図ります。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1-2-1 消防体制の整備

▽ 施策の方針

市民一人ひとりの防災意識を高めつつ、共助の力をいかした防災対策の中核となる自主防災組織の活動を推進するとともに、自主防災活動の中心を担う防災リーダー等の人材育成や組織の機能強化に取り組み、地域防災力の維持・向上を図ります。

また、自主防災活動が困難となっている地域の防災力の確保に努めます。

▽ 現状と課題

○市では、妙高市と共に上越地域消防事務組合を組織し、必要な消防職員の配置と技術の向上に努めるとともに、消防資機材の整備を進め、常備消防力の強化を図ってきました。

○非常備消防では、消防団員の技術の向上と士気高揚を図るための訓練や、消防団活動を円滑に行うための消防資機材等を更新・整備し、災害時に迅速に対応できる環境整備を行ってきました。

○一方、消防団員の減少と高齢化が進んでいる中、今後も地域の消防力を維持していくためには、団員の確保と消防団の再編が課題となっています。

○また、糸魚川市大規模火災を教訓に、市街地や家屋連担地域における大規模火災への対応など、多様な災害の発生や災害リスクの変化により、大規模災害や特殊災害への対応の強化が求められています。

○このことから、常備消防と消防団による消火活動の連携を強化するとともに、消防団の人員と消防資機材の適正配置を進める必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 常備消防体制の整備

- ・市街地や家屋連担地域における火災被害を防止・軽減するため、消火活動に必要な水利を確保するとともに、火災防御の技術の向上を図ります。
- ・市民ニーズに的確に対応できる消防施設と資機材を確保するため、(仮称)消防本部・上越北消防署の整備を進めます。
- ・地域の消防力を充実・強化するため、常備消防と消防団、自主防災組織との連携を推進します。

2 消防団活動の推進

- ・将来を見据えた地域の消防力を確保するため、消防部の再編や消防資機材の適正配置を進めます。
- ・消防団員を確保し、消防団の円滑な活動を促進するため、団員の負担軽減等の処遇改善を図るとともに、消防団員の技術向上と士気を高める各種訓練を実施します。

▽ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)

2 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1-2-2 地域防災力の維持・向上

▽ 施策の方針

市民一人ひとりの防災意識を高めつつ、共助の力をいかした防災対策の中核となる自主防災組織の活動を推進するとともに、自主防災活動の中心を担う防災リーダー等の人材育成や組織の機能強化に取り組み、地域防災力の維持・向上を図ります。

また、自主防災活動が困難となっている地域の防災力の確保に努めます。

▽ 現状と課題

○市では、これまで市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の結成促進や、訓練マニュアルの配布等による防災訓練の実施支援、防災資機材の整備等への支援、防災士の養成などを通じて、共助の取組の促進を図ってきました。

○こうした中、中山間地域の一部集落等では、人口減少や高齢化の進行等により自主防災組織の維持あるいは結成自体が困難となる地域も見られ、災害対応力の弱体化が危惧されます。

○こうしたことから、自助・共助の力をいかした防災対策の中核となる自主防災組織の活動をさらに支援するとともに、活動が困難となっている地域の防災力を確保する必要があります。

○また、近年、全国で発生した自然災害では、自治体が出す避難情報の意味を住民が正しく理解していないケースや、自分は被害に遭わないだろうとの思い込みにより、避難が遅れるケースがあったことから、市民一人ひとりが防災に関し正しい知識を持ち、適切な避難行動ができるよう防災意識の向上を図る必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 市民一人ひとりの防災意識の向上

- ・大地震や頻発する集中豪雨等の自然災害に備えるため、市民一人ひとりの防災意識の向上に取り組みます。
- ・「自分の命は自分で守る」という行動が重要であることから、的確な判断で行動できるよう、防災に関する知識の普及を図ります。

2 自主防災活動の推進

- ・共助による地域防災力の維持・向上を図るため、防災士会等と連携し、自主防災活動を支援するとともに、災害に関する適切な知識と技能を有する人材を育成します。
- ・高齢化の進行等により自主防災組織の維持や結成自体が困難な地域に対して、自らの命を守る方法の周知や住民同士で助け合える体制づくりなど地域の実態を踏まえた取組を支援します。
- ・地域で想定される災害について、防災ガイドブックやハザードマップを活用して理解を深める取組を進めるほか、ハザードマップを活用した訓練の実施を推進するなど、適切な避難行動を促します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1-3-1 防犯対策の推進

▽ 施策の方針

犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、市民一人ひとりの防犯意識の向上と、「地域の安全は自ら守る」という地域ぐるみの防犯活動を推進するほか、警察機関や防犯協会と連携し、「犯罪に遭わない」、「犯罪を起こさせない」環境づくりを進めることで、防犯体制を強化します。

▽ 現状と課題

- 市ではこれまで、地域ぐるみの防犯力向上のため、安全教室や出前講座等の防犯啓発活動を実施し、全国的に多発している振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の被害防止や鍵かけの励行などに努めるとともに、暴力団の排除の推進に関する条例に基づき、市民ぐるみで暴力団排除に取り組んできました。
- また、多様化・巧妙化する消費者トラブルに対応するため、関係機関との連携を強化し、相談体制の機能充実を図るとともに、情報提供や学習会などの開催を通じ、消費者の自立的な行動を支援してきました。
- 一方で、依然として児童・生徒が被害対象となる不審者情報が多く寄せられているほか、特殊詐欺犯罪は劇場型等の手口の巧妙化や新たな手口により、被害が後を絶たない状況にあります。
- このことから、市民ぐるみ、地域ぐるみの防犯力の向上を一層図るとともに、警察を始めとする関係機関との連携を強化し、多様化・巧妙化する犯罪から市民を守る取組を進める必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 多様化・巧妙化する犯罪への対応

- ・市民が犯罪から自らを守ることができる知識を習得し、多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、安全教育指導員や地域安全支援員等による教育・啓発活動を実施します。
- ・消費者トラブルによる被害を防止するため、関係機関と連携し、市民の相談に適切に対応するとともに、老人クラブや高齢者団体への出前講座や、高齢者世帯の訪問を行うなど、特殊詐欺犯罪への対策を推進します。

2 地域防犯力の向上

- ・犯罪を未然に防止するため、上越市防犯週間に合わせた全市一斉防犯活動を推進します。
- ・地域の見守り活動が活発化するよう、町内会や学校、上越市防犯協会、妙高地区防犯協会等と連携し、地域ぐるみの防犯活動に取り組みます。
- ・暴力団の排除の推進に関する条例に基づき、引き続き市民とともに暴力団の排除を進めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

1 防災・防犯分野

1-3-2 交通安全対策の推進

▽ 施策の方針

交通事故のない安全・安心なまちを実現するため、子どもから高齢者までを対象とした交通安全教育や啓発活動に取り組み、とりわけ、高齢者の加害・被害事故の防止に向けた交通安全教育を推進します。

また、カーブミラーや街灯を整備・維持管理することにより、交通安全対策の一層の推進に取り組みます。

▽ 現状と課題

○市ではこれまで、交通ルールの遵守や運転者のマナー向上のため、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や啓発活動を実施し、交通安全への意識の高揚を図ってきました。

○また、カーブミラーや街灯、標識等の整備・維持管理に取り組むことで交通安全の確保を図ってきました。

○これらの取組を進めてきたことにより、市内の交通事故全体の件数は減少傾向にあるものの、65歳以上の高齢者の人身事故の割合や交通死亡事故の割合は依然として高い水準で推移しています。

○このことから、市民へ交通ルールの順守やマナーの向上を図るための啓発活動に取り組むとともに、依然高い割合にある高齢者の加害・被害事故の防止に取り組む必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 交通安全意識の啓発

- ・市民が交通事故から自らを守り、安全に行動することができる能力・知識の向上を図るため、警察や関係団体、地域と連携し、各季の交通安全運動や、広報・啓発活動、実践と体験で学ぶ交通安全教室を実施します。
- ・高齢者が関与する事故の抑止に向け、高齢者を対象とした教室や啓発活動、世帯訪問等を実施します。

2 交通安全活動の推進

- ・保育園、学校、老人クラブ、町内会等が交通安全活動を推進していけるよう、安全教育指導員や地域安全支援員を各団体が開催する交通安全教室等へ派遣します。
- ・安全な交通環境を確保し、交通事故を防止するため、国・県等の道路管理者や地元の町内会等と連携し、必要なカーブミラーや街灯等を整備するとともに、適切に管理します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-1-1 ごみ減量・リサイクルの推進

▽ 施策の方針

市民一人ひとりの環境とごみ減量に対する意識を高めることにより、家庭から排出されるごみの減量化と再資源化を推進するとともに、効率的なごみ収集と不法投棄等の不適正な処理の防止に取り組めます。

また、事業者に対する環境意識の啓発を図り、事業活動に伴う一般廃棄物の減量・適正処理と再資源化を促進します。

▽ 現状と課題

○市では、ごみの減量と再資源化により環境負荷の軽減を図るため、市民の意識向上や資源物の分別の徹底に取り組んできたほか、不法投棄の防止活動や不法投棄物の回収を行ってきました。

○また、老朽化したクリーンセンターを更新整備し、ごみ焼却の効率化と家庭ごみの分別の見直しを行いました。

○この結果、市民の環境の保全や改善に向けた意識は向上しており、ごみの排出量は減少傾向にありますが、依然として、未分別のごみや不法投棄、野焼き等の不適正な処理は絶えることはありません。

○さらに、人口の減少や住宅団地の造成、高齢化の進行に伴い、ごみ集積所の設置基準の見直しやごみ出し支援などの課題も生じています。

○このことから、市民、事業者のごみの減量と再資源化に関する意識の一層の定着を図るとともに、効率的なごみ収集体制の検討や不法投棄の防止を図っていく必要があります。また、環境に配慮した事業活動を推進するため、事業所と連携した事業系一般廃棄物の減量や再資源化を促進する必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 1 ごみの適正処理の推進

- ・ごみの減量と不法投棄や野焼き等の不適正な処理を防止するため、広報紙等を通じてごみの減量や処理ルールの浸透を図るとともに、出前講座やクリーンセンターの施設見学等により環境教育の充実に取り組みます。
- ・ごみを排出しやすい環境づくりと収集の効率化を図るため、住宅団地やアパートの増加に対応した集積所の適正配置を促進します。
- ・ごみの排出が困難な高齢者のごみ分別等を支援するため、町内会等と連携し、ごみヘルパーを配置します。
- ・ごみの適正処理を維持していくため、引き続き、最終処分場の確保に取り組みます。

2 2 リサイクルの推進

- ・限られた資源の有効利用を推進するため、広報紙や出前講座等を通じて資源物の分別収集ルールの浸透を図るとともに、資源物常時回収ステーションの利用マナーの徹底や排出された資源物の適正な回収等による維持管理に努めます。
- ・事業者のリサイクルに向けた意識醸成と取組を推進します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-1-2 環境汚染の防止

▽ 施策の方針

関係機関との連携の下、事業者等への周知や指導を徹底し、公害の発生を防止します。

また、公共下水道と農業集落排水への接続率と合併処理浄化槽の設置率の向上を図るとともに、し尿の収集と適正な処理を行い、水質汚染を防止します。

▽ 現状と課題

- 市では、恵み豊かな環境を将来に引き継ぐとともに、市民の安全で安心な生活環境を確保していくため、大気測定局での常時監視や空間放射線量の測定、事業場の排水の監視、高速道路等の騒音・振動測定に取り組んだほか、地盤沈下の抑制を図るため、揚水設備設置者への節水の呼びかけなど地下水の揚水対策を実施してきました。
- また、排水処理対策として、公共下水道や農業集落排水への接続促進や、合併処理浄化槽の設置促進により水質汚染の防止を図ってきました。
- この結果、環境基準は概ね遵守されているものの、悪臭や騒音による苦情は長期化する傾向があるため、引き続き関係者と連携して適正に対応する必要があります。また、地盤沈下の進行に対する抑制対策や、公共下水道・農業集落排水の未接続世帯への対応を図る必要があります。
- このことから、環境基準が遵守されている状態を維持するため、PM2.5など新たな環境阻害要因も考慮した公害対策や、し尿の適正処理とともに、地域特性に応じた効率的・効果的な排水処理対策を推進する必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 公害対策の推進

- ・大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等の公害の発生を防止するため、法令等に基づく計測や規制の遵守に向けた監視を行うとともに、必要な改善指導等を行います。
- ・地盤沈下の発生を抑制するため、揚水設備設置者への節水の呼びかけや、抑止効果の高い手法の検討を行い、地下水の保全対策に取り組みます。

2 排水処理対策の推進

- ・生活排水による水質汚染を防止するため、未接続者への戸別訪問によるきめ細かな相談やPR活動などにより、公共下水道・農業集落排水の接続率と合併処理浄化槽の設置率の向上を図ります。
- ・公共下水道の整備の投資効果を踏まえ、農業集落排水施設との連携を進めます。
- ・公共下水道の未普及地域においては、地域のニーズを把握するとともに整備の投資効果を考慮した上で、合併処理浄化槽の設置を含めた効率的・効果的な整備を進めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-1-3 自然環境の保全

▽ 施策の方針

自然環境保全地域や里地里山、農地等が果たす役割の重要性について、広く市民に周知するとともに、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導に取り組みます。

また、大型野生動物による被害の防止を図るとともに、野生動物に対する理解を深め、動物との共存を図ります。

▽ 現状と課題

○市では、豊かな自然環境の保全を図るため、自然観察ツアーの実施や「上越市レッドデータブック」・「上越市の自然シリーズ」の頒布を行うなど、本市が有する豊かな自然環境の周知と環境保全に対する意識高揚に努めてきました。

○また、自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域を6か所指定し、多様な動植物が生息・生育している良好な環境の保全に取り組んだほか、多様な生物の保全と環境に配慮した開発事業の誘導を進めてきました。

○一方で、ツキノワグマやイノシシなどの大型野生動物の出没範囲が住宅地近郊に拡大する傾向が見られます。

○このことから、多様な動植物との共存を目指しつつ、大型野生動物による人身被害の防止に向け、出没抑制対策を進める必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 生物多様性の保全

- ・地域における多様な生態系を健全な状態で維持していくため、自然環境保全地域の指定や、環境保全団体や町内会等と連携した保全活動、レッドデータブック等の普及啓発などの取組を推進します。
- ・人と野生動物の共存を図るため、ツキノワグマやイノシシ等の大型野生動物の出没を抑制するための緩衝帯を整備するなど、人身や農作物の被害防止策を講じるとともに、市民一人ひとりの野生動物に対する理解を深める機会の提供に取り組みます。

2 開発事業に対する環境配慮の指導

- ・公害の防止と自然環境の保全を図るため、環境影響評価会議の審議を基に、開発事業者等に対して環境に配慮した適正な事業の実施を求めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-2-1 地球温暖化対策の推進

▽ 施策の方針

地球温暖化対策に対する市民の意識啓発に取り組み、一人ひとりの具体的な行動を促し、支援することにより、再生可能エネルギーの普及と省エネルギー化の推進を図ります。

▽ 現状と課題

- 市では、地球温暖化対策実行計画や再生可能エネルギー導入計画等に基づき、市民による太陽光発電設備等の設置支援や、公共施設への太陽光やバイオマスによる発電設備の導入、雪中貯蔵施設の整備のほか、街路灯のLED化や、庁舎のこまめな消灯や適切な温度管理などにより、再生可能エネルギーの導入・普及促進と省エネルギー化に取り組んできました。
- 東日本大震災以降は、国内のエネルギーを取り巻く状況が一変し、エネルギーに関連した施策の目的は、地球温暖化対策に加えて、エネルギーの安定供給、地産地消、災害時のエネルギー確保などの側面も重視されるようになりました。
- 現在、当市の温室効果ガスの排出量とエネルギー消費量は減少傾向にあるものの、更なる削減に向け、市民一人ひとりの取組の積み重ねが一層求められます。
- また、新たな取組として、下水道が持つ未利用エネルギーの活用に向けた検討を進めています。
- 今後、地球温暖化が更に進むことが予測される中で、下水道熱の活用を含め、市民一人ひとりに地球温暖化対策につながる具体的な行動を促し、再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの取組を進めていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 再生可能エネルギーの普及

- ・ 公共施設等における太陽光やバイオマスによる発電等の効果を分析し、その周知を行い、市民や事業者における再生可能エネルギーの普及に努めます。
- ・ 下水道熱のエネルギーとしての活用について、導入の費用対効果等を検証し、普及に向けて取り組みます。

2 省エネルギー化の推進

- ・ 市民、事業者、行政による省エネルギー化に向けた取組を一体的に推進するため、地球温暖化対策実行計画に基づく取組や、省エネ行動の普及促進に取り組む国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進などに取り組みます。
- ・ 日常生活における省エネルギーの取組の実践を促進するため、環境イベント等において環境団体と連携して市民意識の高揚に取り組みます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

2 環境分野

2-2-2 環境学習の推進

▽ 施策の方針

市民が環境について学ぶ機会を提供するとともに、良好な環境の保全に向けた実践活動を環境団体と連携を図りながら推進することにより、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、具体的な行動につなげていきます。

▽ 現状と課題

- 市では、環境イベントや環境情報紙誌、広報紙などを通じて、環境に関する様々な情報を提供してきました。
- また、良好な環境保全活動に向けた実践活動として、市民参加によるクリーン活動や、事業者や有志による清掃活動などが展開されています。
- しかしながら、イベントや活動に参加する人や団体は固定化する傾向にあります。
- このことから、市民一人ひとりが自らの意識や行動が生活環境だけでなく地球環境に大きな影響を与える時代であることを認識し、より環境に関心を持つよう、情報に触れ、学び、気づく機会を提供していくとともに、実践活動を普及していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 環境を学ぶ機会の提供

○市民一人ひとりの環境保全に関する意識の向上を図るため、環境団体と連携し、様々な環境情報の発信や環境に関する学習の機会を提供します。

2 環境美化の推進

- ・地域の生活環境や自然環境の美化を図るため、全市クリーン活動等の様々な環境美化活動を推進します。
- ・市民や事業者等が主体的に取り組む環境美化活動等に対し支援します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-1-1 こころと体の健康の増進

▽ 施策の方針

生活習慣病の発症予防と重症化予防を軸とする保健指導や、市民の健康づくり活動の推進、公衆衛生環境の保全につながる施策を引き続き推進します。また、新たに策定した上越市自殺予防対策推進計画に基づき、自殺者の減少に向けた地域や関係機関とのネットワークづくりなどの自殺予防の取組を総合的に推進し、市民のこころと体の健康の増進を図ります。

▽ 現状と課題

- 市では、健康診査を契機として、自らの体の状態を定期的に確認する取組を継続してきたことにより、特定健診受診率の向上や、国民健康保険や後期高齢者保険の医療費の伸びの鈍化、重度の要介護認定者の減少など、上越市健康増進計画の策定時に整理した健康課題について改善の兆しが見え始めてきました。
- 一方、新たな課題として、子どもの肥満の増加や、若い世代の食習慣や生活リズムの乱れ、高血圧（Ⅱ度高血圧以上）と糖尿病（HbA1c6.5%以上）の人の割合が増加傾向にあること、特に男性の有所見率が増加していることなどが見えてきました。
- また、当市における近年の自殺死亡者数は、年50人前後と国・県よりも高い状況にあります。
- このような中、こころと体のすこやかさを保ち、自分らしく暮らせる健康寿命の延伸を図っていくためには、市民一人ひとりが適切な生活習慣の保持と健康づくりに取り組むことが大切であることから、市民に正しい知識を浸透させるとともに、市民の主体的な取組が行われるための環境の整備を図っていく必要があるとの認識の下、健康づくりポイント事業を平成30年度から開始しました。
- 今後は、平成29年度に改定した健康づくりの指針となる上越市健康増進計画に基づき、各ライフステージにおいて、生活習慣病の発症と重症化の予防に重点を置き、健診の受診勧奨や健診結果を踏まえた生活習慣の改善等の保健指導に取り組んでいくとともに、同年度に策定した上越市自殺予防対策推進計画に基づき、関係機関や団体と連携を図りながら、自殺予防の取組を推進していく必要があります。
- 公衆衛生の保全においては、上越斎場の施設の老朽化や将来の火葬需要の増加に対応するため、その後の火葬需要の減少も見据え、全市的な斎場の在り方を整理し、上越斎場の改築に向けた取組を進めていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 健康づくり活動の推進

- ・市民の健康増進のため、上越市健康増進計画に基づき、市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援します。
- ・将来の生活習慣病の発症予防に向け、親子ともに健康づくりへの取組ができるよう、乳幼児期からの保健指導や小中学校における血液検査の充実を図ります。
- ・若い世代を対象に健診を受けることの動機付けや、生活習慣の見直しの意識付けを積極的に進めるため、健康づくりポイント事業等を推進します。
- ・予防可能な脳血管疾患や慢性腎臓病等を抑制するため、健診結果を踏まえた生活習慣の改善や、未治療者・治療中断者への受診勧奨等の保健指導を推進します。

2 こころの健康サポートの推進

- ・自殺予防を図るため、上越市自殺予防対策推進計画に基づき、地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりを推進し、市民の自殺予防の意識醸成に取り組めます。
- ・医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂者が繰り返すことを防ぐための仕組みづくりに取り組むとともに、遺族の支援や自殺ハイリスク者の対策を進めます。
- ・産後うつ病等の自殺リスクの高い妊婦への早期支援や、高齢者の自殺リスクについて周囲の理解を深め、ライフステージ別の課題に応じた効果的な対策を推進していきます。

3 公衆衛生環境の保全

- ・公衆衛生環境を保全するため、食中毒や感染症の予防の啓発に取り組めます。
- ・上越斎場について、施設の老朽化や今後の需要の増加に対応するため、将来の火葬需要の減少も見据え、全市的な斎場の在り方を整理し、上越斎場の改築に取り組めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-1-2 地域医療体制の充実

▽ 施策の方針

上越地域医療センター病院の改築を契機として、市内の病院や診療所等との地域医療連携体制を一層充実し、医療機関のネットワーク化を推進することにより、市民ニーズに応じた質の高い医療を提供できる状態を目指します。

また、人口減少や高齢化の進行の影響が大きい中山間地域においても身近で適切な医療が受けられるように、機能的な医療体制を確立していくとともに、二次救急病院との連携を強化し、地域における救急医療体制の充実に努めます。

地域医療体制を維持するため、県や医療機関等と連携し、地域全体の医師確保に向けた取組を推進します。

▽ 現状と課題

- 市では、市内の医療機関や保健・医療・福祉分野の関係団体と連携を図る中で、安定的な医療サービスの提供体制を整えるとともに、上越地域医療センター病院が地域最大規模のリハビリテーションセンターを設けることで、主に急性期を脱した患者を受け入れることにより回復期・慢性期医療の中核的役割を果たしてきました。
- また、市内9か所に診療所を開設し、民間の医療機関の立地が困難な中山間地域における地域医療の確保と地域住民の健康維持・増進を図るとともに、一次救急医療機関として上越休日・夜間診療所を開設し、平日夜間、休日等における応急診療を実施してきました。
- 一方、老朽化が進む上越地域医療センター病院の改築とともに、地域偏在による医師不足や市立診療所の医師の高齢化などの課題に対応し、救急医療を始めとした地域医療体制の維持に向けた医師確保が求められています。
- さらに、市内全体の医師数は、人口当たりの割合が全国や新潟県の平均を大きく下回る中、上越地域内の病院では、医師不足から病床を部分的に休床せざるを得ない状況も生じています。
- また、インフルエンザ流行期における患者数の増加に対応できるよう、初期救急医療を担う休日・夜間診療所の施設整備が必要となっているほか、軽症患者が二次、三次救急医療を担う病院に集中することにより、救急医療体制に支障が生じることが懸念されることから、救急外来への適正受診の更なる啓発が課題となっています。
- このことから、市民の暮らしの安心を確保し、健康寿命の延伸を図っていくためには、こうした課題を踏まえつつ、居住地域にかかわらず、市民が安定的に医療サービスを受けられるよう、地域医療体制の維持・整備を図っていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 上越地域医療センター病院の機能強化

- ・上越地域の回復期・慢性期機能の中核を担い、病院と病院や病院と診療所の連携の要としての役割を果たし、将来にわたり必要とされる医療を持続的に提供するため、病院の安定経営に努めるとともに、老朽化が進む病院の改築を進めます。
- ・リハビリテーション機能や在宅医療、地域包括支援センター等の特色ある機能をいかした総合的なサービスの向上を図るとともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、センター病院を中核とする地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2 地域医療ネットワークの構築

- ・民間医療機関の立地が困難な中山間地域や高齢化が進んだ地域における医療を確保するため、県や医療機関と連携して医師確保に取り組むとともに、市立診療所と上越地域医療センター病院の医師・看護師等の人的なネットワーク化の構築を目指します。
- ・地域医療体制を維持するため、県や医療機関等と連携し、医師確保に向けた取組を推進します。

3 救急医療体制の確保

- ・休日や夜間に市民等の応急診療を行うため、上越休日・夜間診療所を運営し、一次救急医療体制を確保します。
- ・インフルエンザの流行期等における患者数の増加に対応するため、施設の改修等を進めます。
- ・重症者への休日・夜間診療の機会を確保するため、二次救急病院と連携し、二次救急医療体制を確保するとともに、疾病の程度に応じた適切な医療機関の受診を啓発していきます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-2-1 高齢者福祉の推進

▽ 施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、介護予防や生きがいをづくりに取り組むとともに、高齢者の有する豊かな知識や経験、技能などを地域づくりにいかす出番の創出を図ります。また、地域における見守り・支え合い体制と医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸として包括的な支援サービスを提供します。

▽ 現状と課題

- 市では、要介護状態にならないよう地域において予防するため、「通いの場」を市内 28 の地域自治区ごとに設置するとともに、その企画・運営等の役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、地域の住民組織が運営する仕組みを構築することで、地域の特性に応じた支え合い体制づくりを推進してきました。
- また、高齢者の趣味講座をはじめ、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて、生きがいをづくりと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブへの活動費等の助成を行い、活動と活躍の場づくりを支援してきました。
- 介護が必要な人に対しては、一人ひとりの状態に応じ、自立支援や重度化予防に資する適切なサービスを提供するとともに、低所得者への支援などにより、誰もが必要なサービスを利用しやすい環境整備に取り組んできました。
- 地域コミュニティの衰退や対人関係の希薄化が懸念されている中、地域包括支援センター、民生委員・児童委員など支援者の関与を拒む人も多いことや、今後の高齢者人口の増加により、認知症高齢者の増加も見込まれることから、地域全体による見守り体制の構築・強化が課題となっています。
- これらのことを踏まえ、高齢者の介護予防や生きがいをづくりに取り組むとともに、今後の地域づくりに高齢者の力を役立てる出番の創出を図るほか、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えるなど、地域における見守り・支え合い体制と医療・介護・福祉などの多様な職種の連携強化を軸とした最適なサービスが提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 介護予防の推進

- ・ 高齢者が生活習慣病などにより、要介護状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導を始め、介護予防に必要な知識の普及や、すこやかに老いるための今後の人生を考える啓発講座等を実施します。
- ・ 地域における支え合い体制の構築により介護予防を推進するため、地域の住民組織が介護予防事業を運営する仕組みへの移行や、地域福祉の担い手となる地域住民のボランティアの養成に取り組みます。

2 生きがいの推進・出番の創出

- ・ 今後の地域社会を維持していくためには、豊かな知識、経験、技能等を有する高齢者の力が欠かせないことから、就労機会の提供や、老人クラブ活動の活性化、高齢者相互の支援活動やボランティア活動、趣味活動等への参画に対する支援を行い、活力ある地域の推進役を担う高齢者の活動と活躍の場を創出します。

3 最適なサービス提供

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉等の多様な職種間の連携を強化し、自立支援や介護の重度化予防に資する適切なサービスを提供するとともに、心身の健康の維持と生活の支援等を一体的・継続的に行う地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。
- ・ 認知症予防とあわせ、認知症になっても住み慣れた地域で生活を送ることができる社会の実現に向け、「上越市版オレンジプラン」を策定し、認知症の人とその家族への総合的な支援に取り組みます。

4 見守り体制の強化

- ・ 介護保険サービスの未利用者を始め、地域とのつながりが薄く、支援が十分に届いていないひとり暮らし高齢者や、今後増加が見込まれる認知症の人が地域で安全に安心して暮らせるよう、地域住民や事業所、関係機関、行政が緊密に連携し、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりを進めます。

▽ 目標

2 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-2-2 個性を尊重した障害者福祉の促進

▽ 施策の方針

障害のある人が、安心して自分らしく暮らせる環境を整えるため、一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供に努めるとともに、障害のある人に対する市民の理解を深め、就労や社会参画を一層推進します。

▽ 現状と課題

- 市では、障害の状態に応じた適切な福祉サービス等の提供はもとより、当事者一人ひとりの意向を踏まえた就労や社会参画を支援するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、市内の相談支援体制を強化するとともに、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携した就労支援や、障害者福祉団体の活動支援などに取り組んできました。
- また、障害のある人の就労の拡大を図るため、農業と福祉の連携により、障害のある人の就労に適した作業内容を把握するとともに、福祉事業所による作業受託や就労先の拡大に向けた、農業者への周知に取り組んだほか、就労を見据えて実習支援を行いました。
- 当市の障害者実雇用率は、平成29年6月現在で、全国や新潟県の値を上回っているものの、今後も法定雇用率の引き上げが予定されていることから、引き続き雇用の拡大が必要となっています。
- 特別支援学校の卒業後や障害のある人の「親亡きあと」の住まいとなるグループホームのほか、重度の障害のある人に対応した福祉サービスを提供する事業所の整備等が求められています。
- このことから、障害のある人が安心して自分らしく暮らしていけるよう、引き続き障害のある人の支援体制の充実や、学校・地域における教育環境の整備、就労や社会参画の促進に向けた取組を進めていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 就学支援の充実

- ・発達障害を含めた障害のある幼児が、スムーズに小学校に就学し適応できるよう、こども発達支援センターにおける相談や療育支援を充実し、就学に向けて切れ目のない支援を行います。
- ・障害のある児童・生徒に対し、障害児支援サービスが提供され、また、障害の状態や家庭の事情に応じた適切な学校教育が受けられるよう、関係機関と連携して取り組みます。

2 就労支援の充実

- ・就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向に応じた就労や就労の定着に向けた取組を進めます。
- ・農業分野における就労機会の拡大や賃金向上により自立を支援するため、農業者や社会福祉法人等と連携し、6次産業化等に取り組む農福連携事業などを推進します。

3 社会参加の促進

- ・障害のある人に社会参加の機会を提供するため、外出・移動支援や、社会参加を促進する障害者福祉団体の活動支援などに取り組みます。
- ・障害のある人の支援体制を充実させるため、不足するサービス事業所の整備への支援や共生型サービスの導入促進などに取り組みます。
- ・障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、市民の理解を深めるとともに、コミュニケーション支援の拡充や、居住環境の整備、緊急時の相談など、各種支援に取り組みます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-2-3 複合的な課題を抱える世帯への支援

▽ 施策の方針

家庭環境が複雑・多様化し、複合的な課題を抱える世帯が増加している状況を踏まえ、世帯を単位とした相談体制の強化や自立に向けた支援とともに、地域全体で支える体制づくりに取り組みます。

▽ 現状と課題

- 市では、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援事業に基づき、自立相談支援や住居確保給付金の支給などを行い、生活困窮から早期に脱却できるよう支援を行っています。
- 生活困窮者自立支援事業等を行った上でも、課題が解消されず、最低限の生活の維持が困難な場合は、生活保護制度による経済的な支援や就労支援等を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行っています。
- さらに、0歳から18歳までの切れ目のない支援体制を整えるため、「すこやかなくらし支援室」を「すこやかなくらし包括支援センター」に改編し、義務教育了後の高校生等への支援も含め、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯への包括的でより専門性の高い支援体制を構築してきました。
- 今後も、社会経済環境の変化が続く中で、家庭環境の複雑・多様化が進み、経済的な問題だけでなく複合的な課題を抱える世帯の増加が一層懸念されます。
- このことから、自分や家族だけでは解決困難な複合的な課題を抱える世帯に対して、早期的・継続的・包括的な相談支援サービスを提供するとともに、地域全体で自立に向けた支援を支え合う体制づくりが必要となっています。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 相談体制の強化

- ・自分や家族だけでは解決が困難な複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる市民を支援するため、専門職種チームが関係機関と連携しながら、複雑・多様化する相談への対応に取り組めます。
- ・社会からの孤立を防ぐため、自ら声を挙げられない人や困り事を抱えている人の悩みに気づき、支援に繋げていくための体制づくりや取組を充実させます。

2 自立へ向けた支援の充実

- ・生活保護世帯や生活困窮者等の早期の自立を支援するため、就労支援員等の配置や、自立支援計画の実行など、相談体制を充実するとともに、就学援助金や奨学金、公営住宅の提供などの各種制度を活用した支援に取り組めます。
- ・また、生活困窮者自立支援事業を通して、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行いながら、地域における自立・就労支援等の体制を構築します。
- ・特に、義務教育を終了した高校生等の若者やその保護者が抱える困り事への相談支援の充実に取り組めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-3-1 子育てに関する負担や不安の軽減

▽ 施策の方針

妊娠、出産、育児への正しい理解を深める相談体制と親への支援の充実を図るとともに、地域ぐるみで保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していきます。

▽ 現状と課題

- 市では、妊婦健診や乳幼児健診等の母子保健事業の充実や医療費助成、保育料の軽減など子育て世帯に対する経済的負担の軽減に取り組んできました。
- また、子どもの遊びの場の確保を始め、子育ての不安感や孤立感を緩和するため、「こどもセンター」や「子育てひろば」を設置し、親子の遊びの場や子育て支援情報の提供、子育て相談等を行い、保護者同士の交流の場やネットワークづくりに努めてきました。
- 平成29年には、オーレンプラザこどもセンターを新たに設置し、子育て支援の更なる充実を図りました。
- さらに、子どもの育ちに関するワンストップの相談窓口として、専門的知識を有する相談員をすこやかにくらし包括支援センターに配置し、0歳から18歳までの切れ目のない相談支援の充実を図りました。
- 近年、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加し、それと並行して虐待を受けている子どもの認知数も年々、増加傾向にあります。
- 社会経済情勢や子育て環境の変化に伴う保護者ニーズを敏感に捉え、安心して子育てができる環境づくりを総合的かつ計画的に進める必要があります。
- このことから、「子育てに関する負担や不安の軽減」と「子育て環境の充実」を基本に、子育て支援策を総合的・計画的に実施していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 母子保健事業の充実

- ・母子ともに健康で安心して生活していけるよう、上越市健康増進計画に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組みます。

2 子育て家庭への経済的支援

- ・子育てしやすい環境をつくるため、子どもや妊産婦に係る各種医療費助成を引き続き実施するとともに、保育料の軽減を行います。
- ・「子どもの貧困対策」を上越市子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）に位置付け、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。
- ・安心して妊娠・出産を迎えられるよう、不妊不育治療を行う市民に対し治療費の一部を助成します。

3 子どもの育ち支援の充実

- ・すこやかに子どもが育まれるよう、市内に2か所あるこどもセンターや子育てひろば等において、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育て支援情報の発信や相談支援を行います。
- ・子どもの発達等に不安を抱える保護者が自信を持って育児と向き合えるよう、こども発達支援センターが幼稚園・保育園や教育・福祉機関等と連携し、支援を行います。
- ・「親子コミュニケーション支援」を継続実施するとともに、子どもの育ちに関するワンストップ相談窓口として、すこやかなくらし包括支援センターの周知と活用を推進します。
- ・児童虐待の早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組を、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関と連携しながら行うとともに、特定妊婦や発育・発達に課題のある子どものいる家庭への支援など、児童虐待を未然に防ぐ予防啓発活動に取り組みます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

3 健康福祉分野

3-3-2 子育て環境の充実

▽ 施策の方針

子育て世代が仕事をしながら、安心して子育てしていけるよう、保育園等の適正な配置と保育環境の充実を図るとともに、ニーズの多様化に対応した保育サービスの提供に取り組みます。

▽ 現状と課題

- 公立保育園では、保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、延長保育や障害児保育など多様な保育サービスを提供しています。
- また、私立保育園に対して、運営費や各種補助金を支給することにより、保育園の安定的な経営を支援しています。
- 近年、企業の人材不足を背景として、企業主導型保育事業といった新たな形態の保育サービスも広がりを見せており、官民双方の取組によって保育サービスが充実してきているところです。
- こうした中、0、1歳児の入園希望が増加し、長年、課題となっている保育士の確保が更に困難な状況となっているほか、児童数の減少や施設の老朽化に伴う保育園の再編・改築、特別な配慮が必要な子どもへの対応などが生じています。
- また、放課後児童クラブを市内の全ての小学校51か所に設置し、就学児を持つ保護者が安心して働くことができる環境を整備してきた中、クラブを通年利用する登録児童数は増加傾向にあり、クラブの支援員の配置や有資格者の確保、児童の健全育成に向けた運営形態の拡充などが求められています。
- こうしたことから、当市では、保育園の再配置を進めるとともに、積極的な子育て支援施策の展開を図っているところであり、今後も保護者の就労形態やニーズの変化を的確に捉えつつ、民間との連携を更に深めながら子育て環境の一層の充実を図っていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 保育園等の充実

- ・ 保育ニーズや児童数の変化に対応し、安全で快適な保育環境を整えるため、関係機関と連携し、保育士の確保に取り組むとともに、保育サービスの充実、私立保育園や認定こども園との連携等による保育園の適正配置を進めていきます。
- ・ 私立保育園等に通う児童が安心して保育を受けられる環境を確保するため、運営や施設整備等に要する費用の一部を支援します。

2 多様な保育サービスの提供

- ・ 保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時保育、24時間受入可能なファミリーヘルプ保育園の運営、病児・病後児保育など、多様な保育サービスを提供します。
- ・ 就学児を持つ保護者の就労と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブの支援員の資質向上や児童の健全育成に向けた運営形態の拡充に取り組みます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

4 産業・経済分野

4-1-1 ものづくり産業・商業の振興

▽ 施策の方針

地域に根付いたものづくり産業・商業の振興に向けた支援策を展開します。

また、中小企業・小規模企業の果たす重要な役割や可能性などについての認識を市民の間で共有し、共感を広げて、企業、行政、商工関係団体、金融機関等の関係団体との連携の下、市を挙げて中小企業・小規模企業の活性化と持続的な成長発展を促進し、足腰の強い内発型の経済基盤の形成に取り組みます。

▽ 現状と課題

- 市では、企業振興条例に基づく奨励措置による支援や上越ものづくり振興センターをワンストップ窓口とした産学官連携や企業間ネットワークの構築を始め、新商品や新技術の開発・販路開拓への補助や、販売促進等に対する支援を行ってきたほか、メイド・イン上越認証制度を創設し、工業製品や特産品の認証を行うなど、中小企業・小規模企業を主対象とした総合的な企業支援に努めてきました。
- また、貿易関係機関との連携による最新の貿易関連情報の提供を通じて、市内企業の海外取引・事業展開を支援してきました。
- 地域の商店街に対しては、意欲的なイベントや集客増加に向けた取組を支援したほか、個店の魅力向上を目指す店舗等の改装を支援するなど、商店街の維持・活性化に向けて取り組みました。
- 国の施策に目を向けると、「成長戦略・アベノミクス」が展開され、様々な支援メニューが用意されています。こうした国の方針を捉え、市内企業においても新たにチャレンジする機運が生まれ、市においてもこれに呼応する支援策を講じる必要があります。
- 地域経済を支え、地域コミュニティの担い手ともなっている中小企業・小規模企業の経営の現場では、人口減少・少子高齢化、国際化・情報化の進展など、経済・社会構造の変化に伴って生じる地域内消費の減少や人手不足、価格や品質面での競争の激化、事業承継・後継者問題など、その存続を左右するような課題が顕在化し、速やかな対応が必要となっていますが、これらの課題を、企業努力と市、商工団体等が実施する支援策のみで解決していくことは極めて難しい状況です。
- このことから、中小企業・小規模企業の果たす重要な役割や可能性などについての認識を市民の間で共有し、共感を広げて、企業、行政、商工関係団体、金融機関等の関係団体との連携の下、市を挙げて中小企業・小規模企業の活性化と持続的な成長発展を促進し、足腰の強い内発型の経済基盤の形成に取り組む必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 中小企業・小規模企業の経営基盤の安定・強化

- ・市内中小企業・小規模企業の製品、サービス、技術等の市民への情報提供等を通じて、地域に根差した企業への理解の深化とその振興の取組に参加しようとする市民意識の高揚を図ることなどにより、そのサービス、製品等の活用を促し、地域内の経済循環の向上等につなげます。
- ・中小企業・小規模企業の業務の改善、人材の育成・組織の活性化や、従業員の労働環境の整備に向けた取組を促進するとともに、各種制度融資や信用保証料の補助など、効果的な金融支援を行います。
- ・事業承継の実態を把握し、国・県や商工関係団体、金融機関等の関係機関と連携して、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を促進します。

2 新製品・新技術開発等の企業の育成支援

- ・市内企業による地域資源をいかした新製品の開発や新たなものづくりの技術開発、国内外における販路拡大、付加価値や生産性の向上に向けた新たな設備投資など、意欲的な事業者の取組に対し、資金面・情報面の各種支援や奨励措置を行います。
- ・市内ものづくり産業の持続的な成長発展を促進するため、企業の技術力の維持や、技能伝承の取組、競争力を高めるための研究開発などを支援します。

3 商店街の維持・活性化

- ・まちなのにぎわいの創出や、市民の買物環境の確保に大切な役割を担っている中心市街地や商店街の維持・活性化を図るため、魅力の向上や集客促進など、事業者による意欲的な取組に対する支援を行います。
- ・商店街と市民団体、水族博物館「うみがたり」、歴史博物館等の街なかの核となる施設の連携を支援し、商店街の活性化を図ります。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

4 産業・経済分野

4-1-2 物流・貿易の振興

▽ 施策の方針

当市の恵まれた立地条件とエネルギー拠点としての地域特性を最大限にいかし、物流・貿易面での拠点機能を高めます。

直江津港の物流・貿易面での拠点機能をいかした事業活動の活性化と国内外における製品競争力の向上に取り組みます。

▽ 現状と課題

○市では、陸・海の広域交通網の結節点に位置する当市の恵まれた立地条件をいかし、補助金を有効活用した継続的なポートセールスを行うとともに、長野県で直江津港利用促進セミナーを開催するなど、重要港湾である直江津港のコンテナ取扱量の増加に向けた取組を進めてきました。

○今後、北陸新幹線の延伸や上信越自動車道の4車線化、上越魚沼地域振興快速道路の整備が進むことにより、当市の物流・貿易面での拠点性と利便性の一層の向上が期待されます。

○また、国産資源となりうる上越沖日本海のメタンハイドレート存在は、直江津港のエネルギー供給拠点としての重要性を一層高めることとなります。

○一方で、当市の物流・貿易面での拠点性をいかした市内企業、農業者等による製品競争力の向上等の取組は、十分な状況には至っていません。

○このことから、物流・貿易面での拠点機能を高めていくとともに、市内企業、農業者等による製品競争力の向上等の取組を促進し、産業の振興を図っていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 直江津港の拠点性の強化

- ・ 直江津港のエネルギー港湾としての存在感をいかし、港湾管理者である新潟県や港湾関係団体との連携の下、直江津港の集荷力増加に向けた取組を推進します。
- ・ 新たな国産資源として期待されるメタンハイドレートの掘削調査等における直江津港の支援拠点港湾化や商業化に向けての直江津港の整備について、新潟県や商工関係団体と連携して国に働きかけるとともに、地元自治体として必要な環境整備を進めます。

2 物流・貿易の活性化

- ・ 市内産業の事業活動の円滑化や、国内外における競争力強化に資する物流・貿易の活性化を図るため、直江津港を始め、当市の物流拠点としての優位性を更に高めるための取組を促進します。
- ・ 市内企業の海外取引を促進するため、関係機関や団体との連携を図り、情報の収集・発信や販路拡大等に向けた支援を行います。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

4 産業・経済分野

4-1-3 新産業・ビジネス機会の創出

▽ 施策の方針

ものづくり技術や製品、広域交通網の結節点である立地特性など当市の地域資源を最大限にいかし、他の関連施策との連携を図りながら、新産業の創出や的確な企業誘致に取り組みます。

また、広域ネットワークなど様々なつながりをいかして国内外との経済交流を促進し、新たなビジネスチャンスの創出を図ります。

▽ 現状と課題

○市では、ビジネス機会の創出を図るため、製品・商品の見本市等への出展に対し、補助金を交付するなど支援に取り組み、市内製造製品の販売促進を後押ししてきました。

○また、企業誘致については、広域交通網の結節点である立地特性など、当市の地域資源を最大限にいかせる業種にターゲットを絞り込んだ活動を進め、道路貨物運送業を中心に新たな企業が立地しています。

○しかしながら、地域の創業率を引き上げることにより産業の新陳代謝を進め、民間活力を高めていくためにも、創業支援事業計画に基づき、商工団体や金融機関と連携しながら新規起業者のための相談しやすい環境整備に取り組む必要があります。

○また、企業立地においては、労働人口が減少する中、特に市内の中小企業・小規模企業の雇用環境は厳しい状況にあり、新たな企業の進出による市内の既存企業の雇用への影響が懸念されます。

○このことから、当市の地域資源を最大限にいかし、新たな取引に向けた取組や新産業の創出、社会経済情勢の変化を捉えた的確な企業誘致を戦略的に進める必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 企業立地の推進

- ・ 企業の立地を地域経済の活性化につなげるため、当市のまちの力や社会経済情勢の変化を捉えてターゲットとする業種や業態を絞り込み、民間ノウハウの活用や関係団体等との連携協力を一層強化しながら、的確な企業誘致活動を展開します。

2 起業・創業の支援

- ・ 産業の新陳代謝を進めながら民間活力を高めていくため、商工団体や金融機関との連携により、国・県等の支援策の活用を図りながら、新規創業のみならず、第二創業や事業承継に伴う経営革新に対する支援を行います。
- ・ 起業・創業の意欲が旺盛な若者や女性のほか、U・I・Jターン者等による自らの経験を活かした創意工夫に満ちた起業・創業を促進するため、情報提供や各種相談の実施など、起業・創業しやすい環境を整備します。

3 経済交流の推進

- ・ 地域産業の競争力向上や、新たな市場開拓による経済交流を促進するため、日本貿易振興機構（JETRO）など支援機関と連携し、市内企業への情報提供・情報交流を進めます。
- ・ 新たな経済交流のきっかけづくりとして、国内外を問わず、積極的な地域交流を推進します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

4 産業・経済分野

4-2-1 観光の振興

▽ 施策の方針

当市の風土、歴史、文化、食などの魅力に市民一人ひとりが思いを寄せて、地域への愛着や誇りを共感して、観光振興に参画する機運を高めます。

市内観光スポットをつないで賑わいを点から面に広げ、市内観光の回遊性を高めていくとともに、高速道路や直江津港、北陸新幹線といった広域交通インフラを最大限活用し、広域からの誘客促進に取り組みます。

▽ 現状と課題

○北陸新幹線の開業により、当市へのアクセス性が高まり、1時間以内の到達圏域人口は、開業前の6.8倍に相当する約350万人、2時間以内では開業前の3.7倍に相当する約3,500万人となり、関西圏や中京圏を含むより広域からの誘客促進が期待されます。

○市では、こうした状況を見据え、各種観光スポットやイベント等の宣伝・PR活動に積極的に取り組むことで交流人口の増加に努めてきました。

○また、訪日外国人旅行者数が増加する中、国・県が主催する各種商談会への参加等を通じて、インバウンドの取り込みを図るとともに、Wi-Fi整備等の快適な環境づくりに取り組みました。

○一方で、観光客を誘客するためには、当市ならではの魅力をアピールしていくことが求められます。

○このことから、当市の風土、歴史、文化、食等の魅力に市民一人ひとりが思いを寄せて、地域への愛着や誇りを共感して、観光振興に参画する機運を高めるとともに、魅力ある観光地域づくりに向けては、観光事業者や関係団体、行政に限らず、そこに暮らす市民の理解と協力に基づく主体的な取組が必要となります。

○さらに、水族博物館「うみがたり」は、開館以来入込も好調であり、今後も一層の誘客が期待されることから、同館への集客効果を地域全体に波及させていく取組が必要となります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 当市ならではの観光地域づくり

- ・ 当市の風土、歴史、文化、食等の魅力に市民一人ひとりが思いを寄せて、地域への愛着や誇りを共感して、観光振興に参画する機運を高めます。
- ・ 目に見えない物語を含めた質の高い情報発信をするとともに、旅行者が快適に巡ることができる環境整備に努めます。
- ・ まちの魅力向上に興味・関心を持って積極的に取り組む人材の育成、支援に努めます。

2 広域交通網をいかした誘客促進

- ・ 北陸新幹線の開業・延伸や、上信越自動車道の4車線化を契機として、当市へのアクセス環境が向上する地域を中心に誘客活動に取り組むほか、上越妙高駅を利用したツアーの市内への立ち寄りを促進します。
- ・ 広域的な周遊・滞在交流型観光を促進するため、小木直江津航路など市内外への二次交通を確保し、都市間の魅力的な観光資源を有機的に結び付けるとともに、周遊できる観光ルートの設定やプロモーション活動を展開します。

3 市内の回遊性の向上

- ・ 新水族博物館「うみがたり」や春日山城、高田公園等の主要な観光資源への誘客効果を全市的に波及させていくため、主要な観光エリアと各地の歴史・文化的資源など地域資源を結ぶ周遊コースの提案・利用を推進し、周遊・滞在交流型観光の強化を図ります。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

4 産業・経済分野

4-2-2 交流機会の拡大

▽ 施策の方針

広域交通網の整備によるアクセス性や、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿受入の実績等をいかし、大学、企業、関係団体等との連携を図り、多様な交流機会を創出するとともに、各種コンベンションやスポーツ大会等の積極的な誘致に取り組みます。

また、アフターコンベンション情報を提供し、交流機会をいかした地域の活性化に取り組みます。

▽ 現状と課題

○北陸新幹線の開業、上信越自動車道の4車線化等の広域交通網の整備が進むことにより、本市へのアクセス性が高まり、交流可能圏域が中京圏や関西圏まで拡大し、市民はもとより観光やビジネスなどで本市を訪れる人々の利便性が向上することで、これまで以上に地域の活性化が期待されます。

○また、既存の文化・スポーツ施設に加え、上越妙高駅前の釜蓋遺跡公園整備や高田公園内のオーレンプラザ、高田公園野球場、歴史博物館の整備が進み、さらに、(仮称)上越市体操アリーナや県立武道館の建設も始まったことから、市内外との更なる交流機会の増加が見込まれています。

○さらに、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿やプレ大会等の招致は、スポーツを通じた交流促進の絶好の機会となります。

○このことから、観光やビジネスだけでなく、農業、教育、スポーツ、文化など様々な分野において、大学、企業、関係団体等と行政が連携を図り、田舎体験や、小・中・高等学校の教育旅行、スポーツ大会の開催、合宿の誘致など、多様な交流機会の創出に取り組む必要があります。

○また、アフターコンベンション情報を提供し、交流機会をいかした地域の活性化に取り組む必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 各種コンベンション等の誘致

- ・上越市の良好な自然環境や、北陸新幹線の開業と上信越自動車道の4車線化により向上した交通アクセスをいかし、交流機会の創出や各種コンベンションの誘致・開催支援に取り組みます。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の受入実績や、整備が進む（仮称）上越市体操アリーナや県立武道館といった新たなスポーツ施設を積極的に発信し、各種スポーツ大会や合宿等の誘致を促進します。

2 誘致効果の拡大

- ・各種コンベンションの開催による誘客効果を地域全体に広めるため、宿泊・飲食・交通等の関係事業者や団体等との連携を図る中で、アフターコンベンションを含む効果的な情報発信や受入れ環境の整備・充実を促進します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

4 産業・経済分野

4-3-1 就労支援の充実

▽ 施策の方針

関係機関、企業等との連携を強化し、職業訓練等を通じた職業能力や人材育成に取り組むとともに、市民が安心した生活を送るための雇用の安定を図ります。

また、関係機関、企業等との連携により各種支援制度の利用促進を図り、女性や高齢者、UIJターナー、障害のある人などの雇用改善に取り組みます

▽ 現状と課題

○市では、若者の地元定着を図るため、ハローワーク、(公財)新潟県雇用環境整備財団、商工団体等の関係機関と連携し、各種セミナーや合同説明会を開催しているほか、認定職業訓練の支援、中小企業者の技術力の向上と人材育成などにも取り組んでいます。

○稼働年齢層にある生活保護受給者に対しては、就労支援員による就労支援を実施するほか、必要に応じ生活改善指導や就労意欲の向上を目的とする就労意欲喚起などの支援事業を行い、個々の状態に応じた自立支援を丁寧に実施しています。また、複合的な課題を抱え生活に困窮している人に対しては、生活困窮者自立支援事業に基づく就労支援などにより、生活困窮からの早期脱却に向けた支援を行っています。

○一方、人口動態においては、出生より死亡が上回る自然減少と転入より転出が上回る社会減少、さらに少子化と高齢化が同時並行的に進行している中で、労働人口の減少は避けられない状況にあり、特に市内の中小企業・小規模企業の人手不足の状況は厳しさを増しており、人材確保に向けた就労支援の取組が求められています。

○企業の厳しい経営環境等から、障害のある人の雇用は依然厳しい状況にあり、また、中小企業者においては、勤労者の福利厚生維持も課題となっています。

○このことから、社会構造と産業構造の変化、雇用形態の多様化などの実態を踏まえつつ、関係機関、企業等との連携を更に強化し、市民が安心して生活を送るための雇用の安定を図る必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 市内就労の促進

- ・市民生活の基盤である雇用の安定を図るため、ハローワーク、(公財)新潟県雇用環境整備財団、商工団体等の関係機関と連携し、雇用機会の拡大に取り組みます。
- ・求人と求職のミスマッチの改善や、地域の労働力不足に対応するため、女性や高齢者等の労働力としての活躍に向けた取組を進めます。
- ・早期離職者の抑制や若者の地元定着率の向上、UIJ ターン者の市内就労と定着を促進するため、学生の市内企業への見学支援やインターンシップの取組支援、就職ガイダンスを行うなど、学校・保護者・企業・関係機関等との連携に取り組みます。

2 職業能力の向上

- ・技能労働者に対する職業訓練の場を提供し、技術・技能の向上を支援します。
- ・自立支援が必要な若者など、就労に当たり支援が必要な人に対し、関係機関による支援ネットワークを活用して相談体制の強化を図ります。
- ・障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。

3 仕事と生活の調和の促進

- ・仕事と家庭生活の両立を図るため、労働者の価値観やライフスタイルの多様化に対応した雇用環境の改善等による、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市内事業者等への制度周知や意識啓発を行います。
- ・勤労者が、健康維持と余暇活動の充実を図るための福利厚生の場として、ワークパル上越の適正な管理・運営を行います。

▽ 目標

項目	現状値 (時点)	目標 (H34)

2 七つの政策分野の基本施策

5 農林水産分野

5-1-1 農業の振興

▽ 施策の方針

持続可能な営農体制を構築するため、農業法人等の設立や育成を推進するとともに、新規就農者の確保と育成を図ります。

また、安定した農業経営と所得の確保を図るため、生産性向上に資する農業生産基盤の整備や農業用施設の長寿命化を推進するとともに、需要に応じた米生産や、園芸導入による稲作との複合経営、6次産業化などの取組を推進します。

▽ 現状と課題

○市では、農業振興と農業所得の向上を図るため、農産物の安定生産と品質向上に努めるほか、認定農業者等の育成や集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、「人・農地プラン」の作成を通じて認定農業者や法人等への農地集積を推進し、経営体質の安定・強化に努めてきました。

○また、土地改良事業の推進による大区画ほ場整備や多面的機能支払補助金等を活用した農業用施設の維持・長寿命化への支援とともに、低コスト化のための栽培技術等の導入の推進により、農業の生産性の向上に取り組んできました。

○しかしながら、農業者の減少と高齢化による担い手・後継者不足の深刻化や、平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止されたことによる米価への影響など、農業を取り巻く環境は先行きが不透明な状況にあり、このままでは農業の衰退はもとより、集落機能や農地の多面的機能の維持にも影響を及ぼすことが懸念されます。

○このことから、農業の生産性や所得の向上により農業経営の安定化を図るとともに、新規就農者等の確保と育成に取り組み、農業を次世代へつないでいく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 生産基盤の強化

- ・ 農業の生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化や、高収益作物への転換を可能にする排水対策等による水田の汎用化、老朽化が進む農業水利施設等の計画的な修繕・更新を推進します。
- ・ 農畜産業の安定生産と品質向上を図るため、機械等の導入を支援します。

2 担い手の確保

- ・ 持続可能な営農体制を構築するため、認定農業者の確保・育成や、集落営農による組織化・法人化と法人間連携を促進するとともに、新規就農者の確保・育成・定着を支援します。
- ・ 農業経営の安定化を図るため、地域の中心となる経営体への農地の集積・集約化を促進します。

3 所得の向上

- ・ 安定した所得の確保・向上を図るため、需要に応じた多様な米の生産や生産コストの低減に効果的な技術の普及を図るほか、稲作と園芸の複合経営の導入・拡大を推進します。
- ・ 多様な事業者との農商工連携を促進するほか、農林水産物の付加価値向上を図るため、生産から加工、流通、販売までを一体的に手掛ける6次産業化を推進します。
- ・ 農産物や農産加工品等の需要拡大と有利販売の促進を図るため、農業者等が自ら行う販売促進活動を支援するほか、飲食店等とのマッチングなどの環境整備に取り組みます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

5 農林水産分野

5-1-2 林業・水産業の振興

▽ 施策の方針

林業では、担い手の確保に努めるとともに、森林の多面的機能の維持や木質バイオマスの取組にも着目しつつ、森林資源の保全と伐採・運搬に係る経費の低コスト化を推進し、木材供給力の向上と市内産木材の需要拡大を図り、林業者の経営の安定化に向けて取り組めます。

水産業では、持続可能な漁業生産を確保するため、漁業団体が行う水産資源の保護と安定した漁獲量の確保に向けた取組を支援します。

▽ 現状と課題

- 当市では、林業の振興に向け、林道、作業路等の整備や除間伐等を行い、森林環境の保全を図ってきました。
- 一方で、全国的な課題として、森林所有者の経営意欲の低下や所有者が不明な森林の増加、担い手不足などにより森林整備が進まない中で、国は、森林環境税と市町村が森林管理を行う森林経営管理制度を創設し、公的に森林整備を推進していくこととしています。
- また、水産業については、漁港施設の適切な維持管理を行うとともに、ヒラメやアユ等の種苗放流を行い、安定的な漁獲量の確保や水産資源の保護を図ってきました。
- しかしながら、種苗稚魚放流により漁獲量は維持できているものの、対象魚種の魚価が低迷していることや漁業者の高齢化が進み、担い手不足が深刻な状況となっています。
- このことから、林業と水産業の担い手の確保や所得の向上、資源の維持に向けた取組を推進していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 担い手の確保

- ・ 林業・水産業の持続可能な経営体制を構築するため、国・県と連携し、担い手の育成・確保を図ります。
- ・ 林業では、森林環境税を活用し、森林経営管理制度による森林整備を進め、林業経営者の経営規模と雇用の安定・拡大につなげていきます。
- ・ 水産業では、漁港施設の機能を維持するとともに、漁業団体の健全な発展に向けた体制づくりを支援します。

2 所得の向上

- ・ 林業者の所得向上を図るため、森林資源の整備や木材搬出に必要な労働力の低減・効率化に向けた生産基盤の整備を支援します。
- ・ 木材の有効活用を図るため、合板や木質バイオマス発電の原料としての間伐材の活用を促進します。
- ・ 漁業者の所得向上を図るため、未利用魚の有効利用や、鮮度保持の技術向上により高付加価値化を図る取組を促進します。

3 林業・水産資源の維持

- ・ 森林資源を持続的かつ有効に利用するため、林道、作業路等の整備や除間伐などの森林整備を推進します。
- ・ 水産資源を維持し、安定的な漁獲量を確保していくため、漁業関係団体による種苗放流への支援を行います。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

5 農林水産分野

5-2-1 中山間地域の振興

▽ 施策の方針

中山間地域に暮らしたいと願う市民の生活を守るため、地域の支え合いを基本としながら、それぞれの集落の実情に配慮した地域振興の取組を総合的に展開し、地域コミュニティと安全・安心な暮らしづくりを支援します。

また、集落住民だけでなく、近隣集落の住民や集落出身者等と連携した農業生産活動や農地の保全等の取組を支援することにより、集落機能の維持、さらには地域の活性化を図ります。

▽ 現状と課題

○市では、水源かん養や災害の発生抑制等の公益的機能を有し、市民の生活を支える中山間地域の振興を図るため、上越市中山間地域振興基本条例に基づき、地域の支え合いを基本としながら、中山間地域の暮らしや農業、自然環境を守るための取組を総合的に展開してきました。

○冬期間の安全・安心な暮らしを地域の支え合いで確保するため、除雪ボランティアを派遣する住民組織等の体制整備を推進するとともに、豊かな自然の中での暮らしを希望する人への情報発信や相談対応を行い、移住促進に取り組みました。

○また、集落づくり推進員と地域おこし協力隊が連携し、集落の巡回、相談対応等を行い、集落の将来像の実現や課題解決に向けた話し合いや具体的な取組を継続的に支援したほか、市内の企業や団体等の社会貢献活動を通じ、集落行事や共同作業の労力の確保を図りました。

○さらに、中山間地域の農業と農地の維持を図るため、中山間地域等直接支払制度の積極的な活用を促すとともに、集落を越えて連携する地域マネジメント組織の取組を支援し、当該地域の農業と農村の活性化に取り組みました。

○しかしながら、中山間地域においては、人口の減少や高齢化の進行は止まることなく、コミュニティ機能の維持や、支え合い体制の構築、自主的・自発的な地域活動の継続に課題を抱えています。

○また、担い手不足のほか、平成30年産米からの生産調整の見直し等による収入面への影響が大きいことから、地域の特徴を生かし、農業所得を確保していくことが求められます。

○このことから、引き続き、実情に配慮した総合的な支援により集落の維持・活性化を図るとともに、移住者の受入促進と関係人口の増加により地域の労力不足の解消に努める必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 農業・農地の維持

- ・農業生産活動の継続や農地の維持を図るため、地域マネジメント組織の取組の強化を図るほか、専門的な知見を有する元気な農業づくり推進員による各集落への農業技術の指導・助言等や、中山間地域等直接支払交付金制度を活用した集落活動等を推進します。
- ・農業者の所得向上を図るため、棚田米を始めとする農作物の販売促進に向けた取組を支援します。
- ・電気柵などの有害鳥獣被害防止対策を引き続き行うほか、行政区域を越えて広域化する鳥獣被害を抑制するため、関係機関と連携しながら、鳥獣の捕獲に取り組みます。

2 農村の維持

- ・地域の活性化を図るため、中山間地域が有する豊富な地域資源を活用し、都市部の人々を対象とした農業体験・交流を促進するとともに、中山間地域の魅力発信に取り組みます。
- ・集落や地域の移住サポート団体と連携し、移住者の受入促進と関係人口の増加による労力不足の解消に努めます。
- ・中山間地域のコミュニティ機能の維持や、支え合い体制の構築、自主的・自発的な地域活動の継続を推進していくため、集落づくり推進員による集落の巡回、相談対応などを行うとともに、住民が主体となった集落の将来像の実現や課題解決に向けた話し合いを促します。話し合いにより具体化された取組を地域おこし協力隊の導入等により支援します。

3 里地里山の保全

- ・豊かな自然や景観、様々な公益的機能を有する里地里山を保全するため、農地や農業用施設の維持活動と森林保全活動を支援します。
- ・公益的機能を有する中山間地域集落の労力不足を、民間企業等による地域貢献活動を通じて支援するとともに、市民全体で里地里山を支えて行く意識の醸成に努めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

5 農林水産分野

5-2-2 農・食を通じた生きる力の向上

▽ 施策の方針

市民が生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、食育推進活動を通じて、健全な食生活や地域食材、郷土料理等の一層の普及啓発に取り組みます。さらに、生産や加工、販売、飲食といった多様な関係者と連携して食育推進活動を進めることで、農・食を通じた生きる力の向上と豊かな心の醸成につなげていきます。

▽ 現状と課題

- 市では、健全な食生活の普及・啓発を行うため、食育に関する知識や取組を普及するためのホームページを開設し、定期的な情報発信に努めるとともに、食育フォーラムを開催し、市民の食育への関心を高めるよう取り組んできました。
- また、地域食材を積極的に取り扱う店舗を「地産地消推進の店」として認定し、地域食材や郷土料理の更なる普及に取り組んできました。
- さらに、障害のある人の就労の拡大と、農業分野における労働力不足の解消を図るため、農業と福祉の連携により、障害のある人の就労に適した作業内容の把握や、就労先の拡大に向けた農業者への周知に取り組んできました。
- しかしながら、食育の認知度については、言葉と意味の双方を正しく理解している市民の割合は5割程度にとどまっています。
- このことから、食を通じて心身の健康維持や増進を図っていくため、市民一人ひとりへの普及・啓発を継続するとともに、多様な関係者の連携や各自の課題に応じた実践者を増やすことにより、食育活動を浸透させていく必要があります。
- また、生産活動を通じた生きがいと活躍の場づくりとして農福連携の取組を進め、障害のある人の農業分野への就労機会の拡大の取組を展開していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 食育活動の推進

- ・市民が食に関する知識を習得し、健全な食生活を営み、生涯にわたり健康で充実した生活を実現するため、市民団体等が取り組む、食育関連イベントや食育の普及・啓発活動を支援します。
- ・上越産品の生産・消費の拡大と郷土の食文化を継承していくため、関係団体や地産地消推進の店と連携したPRなどの取組を展開します。

2 生産活動を通じた生きがい・活躍の場づくり

- ・高齢者や女性農業者の生きがいづくりや活躍の場となる魅力ある農業を確立するため、園芸作物の生産や加工品等の開発・販売活動を推進します。
- ・障害のある人の就労機会を拡大するため、農業分野においても、関係機関と連携した取組を進めます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

6 教育・文化分野

6-1-1 「知・徳・体」を育む学校教育の推進

▽ 施策の方針

将来の上越市を担う子どもたちの学ぶ意欲の向上と確かな学力の定着に取り組みます。あわせて、教職員の指導力の向上に向けた実践的な研修・指導の場を充実させ、家庭・地域と連携して「知・徳・体」を育む学校教育の推進を図っていきます。

▽ 現状と課題

- 市では、教職員の授業力向上に向けた研修の開催を始め、指導主事による授業改善に向けた支援訪問などにより、上越カリキュラムの実践と授業のユニバーサルデザイン化を推進し、全ての児童・生徒が「わかる、参加できる、楽しい」と思える授業づくりや授業の質の向上に取り組んできました。
- 現在、全国学力テストの偏差値は、小学校・中学校の全学年・全教科で全国平均を上回っています。今後、教育委員会と各学校が学力テストの分析等を通じて、学力向上に向けた課題と解決策を明確にすることが必要となっています。
- また、特別な支援を要する児童・生徒が全国的に増加する中で、障害の特性に応じ、一人ひとりに寄り添った教育支援が求められています。
- こうしたことから、子どもたちが、急速に変化していく社会に対応できるように、「知・徳・体」のバランスのとれた教育を提供することで、子どもたちの健全な心身の育成と確かな学力の定着に向けた取組を推進する必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 基礎学力の向上

- ・子どもたちの確かな学力の定着を図るため、学力実態を踏まえ、授業のユニバーサル化の視点に基づいた授業改善や学力向上の取組を進めます。
- ・学習障害や発達障害など特別な支援を必要とする子どもたちに対して、専門性を持った職員が個々の特性に合った支援を行うなど、一人ひとりに寄り添った教育を推進します。

2 特色ある学校教育の推進

- ・学校の創意工夫による特色のある教育を推進するため、教育課題をより焦点化して改善に取り組むとともに、学校や地域の特色・強みをいかした上越カリキュラムの開発を推進します。
- ・子どもたちの時代の変化に対応していく力を育むため、上越教育大学等と連携し、キャリア教育やICT教育、国際理解教育を推進します。
- ・学習習慣を定着するため、家庭学習への保護者の関わり方や対話の大切さを保護者と教員、学校運営協議会委員等がともに学ぶ取組を推進します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

6 教育・文化分野

6-1-2 学校教育環境の整備

▽ 施策の方針

安全・安心で居心地のよい学校づくりを進めるため、全ての子どもたちに学びの機会を保証するとともに、学校の適正配置や学校施設・設備の整備、長寿命化等を進め、学校教育環境の維持向上を図ります。

また、地域、家庭との連携を強化し、子どもたちが抱える多様で複雑な問題の解決を図るとともに、子どもを地域で育てる機運を醸成します。

▽ 現状と課題

○市では、ハード・ソフト両面から学校教育環境の整備を進めており、ハード面では、学校施設整備計画に基づき、学校の安全性向上と防犯対策を進めてきました。

○ソフト面では、特別な支援を必要とする児童に対して教育補助員によるきめ細かな対応を行い、学習意欲の向上や学習内容の定着を図ったほか、介護員の増員配置により、介護の必要な児童・生徒の学習環境を整えてきました。

○また、児童・生徒が居心地のよい学級づくりを目指し、学校訪問カウンセラーの配置や電話相談の実施、不登校児童・生徒の適応指導教室の開設等により、いじめや不登校の予防・早期発見と適切なケアに向けた環境整備を進めてきました。

○このような中、教育環境を向上させる上で、少子化の進行により児童・生徒数の減少が著しい地域において学校の再配置が課題となっています。

○あわせて、全ての子どもたちの学びの機会を保証する上で、特別な配慮や介護、経済的支援、不登校の対応等を必要とする児童・生徒への様々な支援が求められています。

○このほか、校内での問題行動や家庭での児童虐待など、学校だけでは解決が困難な問題が生じており、家庭や地域との連携による課題解決の重要性が高まる半面、核家族化の進展や一人親世帯・高齢者世帯の増加などにより、地域コミュニティのつながりが希薄化し、関係者の連携による課題解決が難しい状況も顕在化しています。また、登下校における児童・生徒の安全管理の徹底が急務となっています。

○このことから、様々な事情により学びの機会が失われる恐れのある子どもたちに対する支援や学校教育環境の改善を図るほか、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域青少年育成協議会による議論・取組の充実と連携強化により、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育ちを支援していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 全ての子どもの学びの保障

- ・ 全ての子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えるため、保護者の経済的負担を軽減するとともに、奨学金制度の充実等により大学等への進学を支援します。
- ・ 発達障害など特別な支援を必要とする子どもの多様な学びの場を確保するため、専門職員の配置等によりきめ細かな相談・支援等の対応を図ります。
- ・ いじめや不登校に悩む子どもをなくすため、電話等での相談支援や、カウンセラーによる学校訪問、関係連携と連携した専門チームによる早期解決の取組などを推進します。

2 学校の適正配置・整備

- ・ 子どもたちにとってより良い学習環境を整えるため、当市における学校の適正規模を設定した上で学校適正配置基準を見直し、保護者や地域の理解を得ながら学校配置の適正化に取り組みます。
- ・ 特に児童・生徒が急速に減少し、複式学級が常態化する学校において、地域の実状に配慮しつつ、既存の学区にとらわれない再配置も視野に入れ、地域とともに具体的な適正配置を進めます。
- ・ 経年劣化や児童・生徒数の変化等への対応、また、学校適正配置を見据えて、計画的に施設や設備の整備・改善を進め、安全で快適な学校教育環境を整えます。そのほか、登下校における児童・生徒の安全管理に取り組みます。

3 地域ぐるみの教育の推進

- ・ 子どもたちが、安全な生活を送れるとともに、良識と社会性を身につけ、地域に貢献したいという気持ちを育めるよう、学校・家庭・地域が連携し、コミュニティ・スクールや地域青少年育成会議の活動の周知や充実に取り組むほか、中学校区全体で目指す子どもの姿を共有し、活動の連携を図るなど、地域ぐるみの教育を推進します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

6 教育・文化分野

6-2-1 学びを通じた人づくり、地域づくりの推進

▽ 施策の方針

時代の変化や市民の学びに対するニーズを踏まえ、誰もが楽しく生きがいを感じながら充実した時間を過ごせるよう、多様な学びの機会と場を提供します。

また、学びを通じて地域の活性化を図り、地域づくりを推進します。

▽ 現状と課題

○市では、様々な分野の学習機会や、学習の成果を発表する機会を提供するとともに、公民館活動等を通じて、家族の触れ合いやコミュニケーションの大切さを伝えるなど、家庭教育の支援にも取り組んできました。

○平成29年9月には、中央公民館の機能を持つ高田公園オーレンプラザを開館し、取組の推進を図りました。

○図書館では、図書館システムの導入拡大等による利便性の向上や催し物の開催などによる読書活動の推進に取り組むとともに、児童・青少年の利用促進に力を入れています。

○近年、情報化社会の進展に伴い、市民の興味や関心が多様化するなど、生涯学習活動や読書活動を取り巻く環境は変化しており、時代に適応した学習機会を提供することが求められています。

○また、人口減少の進行等により地域コミュニティの衰退が顕在化する中、公民館には、学びを通じて地域の活性化を図り、地域づくりを推進する役割が期待されています。

○さらに、多くの生涯学習施設やスポーツ施設の老朽化が進んでいることから、施設の再配置を視野に入れ、計画的に施設の整備・維持補修等を進める必要があります。

○このことから、時代の変化や情報技術の進歩を踏まえながら、市民ニーズの把握に基づく新たな視点を持って、市民が学び続けることのできる多様な機会や場を提供していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 多様な学習機会の提供

- ・誰もが学びを通じて生きがいを持って暮らせるよう、地域の変化や多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供します。
- ・人々が学び、集い、交流する多様な学習の場を提供できるよう、当市の豊富な地域資源と地域の人材を活用し、学習環境の充実を図ります。

2 公民館活動を通じた人づくり

- ・地域の活性化を図るため、公民館を中心とした学習活動を通じて、地域づくりを担う人づくりを推進します。
- ・学習成果の発表の場を提供することにより、学びの意欲の喚起に努めるとともに、地域社会の発展につながるよう活動を支援します。

3 図書館活動の推進

- ・市民の多様な目的に応じた学習活動の拠点として、社会・地域の変化や市民ニーズに応える蔵書を確保します。
- ・子ども向けのおはなし会を始めとした催し物を開催し、読書の重要性に対する市民の意識啓発を図ります。特に、児童・青少年の読書活動の推進に取り組みます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

6 教育・文化分野

6-2-2 スポーツ活動の推進

▽ 施策の方針

スポーツ活動に対する市民への意識啓発に取り組むとともに、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブと連携し、健康増進等の観点も踏まえた幅広いスポーツ活動の活発化を図ります。

また、各種スポーツの競技人口を踏まえつつ、スポーツ関連施設の整備や長寿命化、適正配置に取り組むとともに、アスリート育成強化等の競技力向上に取り組めます。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催の機会を捉え、関連施策との連携を図りながら市民によるスポーツ活動の推進を図ります。

▽ 現状と課題

○市では、各種スポーツ団体等が行うスポーツ教室等の支援や、地域におけるスポーツ活動の中心的役割を担うスポーツ推進委員の活動の推進、総合型地域スポーツクラブ等の組織の育成に取り組んできました。

○また、競技力の向上に向けては、小中高一貫指導システムの推進を図り、ジュニア期における指導理念を共有し、一貫した育成プログラムに基づく指導により、全国・世界で活躍できるジュニアトップアスリートの発掘・育成強化に取り組んでいます。

○さらに、既存のスポーツ施設の機能維持や（仮称）上越市体操アリーナの整備など、市民がスポーツを行うために必要な施設の整備や改修に取り組んでいます。

○スポーツ活動には、家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、市民の心身の健康維持・増進、地域教育力の再生など、様々な役割や効果が期待されていますが、市民への意識啓発や総合型地域スポーツクラブの活動は、十分とは言えない状況です

○加えて、施設の多くは同時期に建設されており、老朽化による更新時期を一斉に迎えることから、各種目における競技人口やニーズの変化を踏まえ、計画的に施設の整備や長寿命化、適正配置を進める必要があります。

○東京オリンピック・パラリンピックの開催の機会を活かし、市民のスポーツに対する意識を高め、スポーツに取り組む市民を増やすとともに、競技力の向上につながる各種施策を展開していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1] スポーツ活動の普及推進

- ・スポーツ活動を通じ、市民のこころと体の健康を育み、人と人とのつながりやまちの活力の向上を始めとする多様な効果を発揮させるため、スポーツ推進委員を始め、各種スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブと連携し、体力測定会や出前講座、各種スポーツ教室等を実施し、運動の習慣化や生活習慣病予防などに寄与する幅広いスポーツ活動を推進します。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機として、スポーツを見たり支えたりする機会や、選手と触れ合う機会などを創出することにより、生涯スポーツ・競技スポーツへの興味や関心を喚起し、活動の活発化を図ります。

2] スポーツ競技力の向上

- ・各種スポーツの競技人口の拡大や競技力向上を図るため、市内外の競技団体等と連携しながら、小中高一貫指導システムに基づく指導を推進し、国際大会や全国大会等で活躍できるジュニアトップアスリートの育成強化に取り組みます。
- ・スポーツ施設の老朽化や利用人数などを踏まえ、競技人口やニーズの変化に対応したスポーツ施設の整備や長寿命化、適正配置に取り組みます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

6 教育・文化分野

6-2-3 文化活動の振興

▽ 施策の方針

市民が文化・芸術に触れる機会の創出と文化・芸術活動に取り組む場の提供に努めます。

あわせて、市固有の歴史・文化的資源を適切に保存し、次世代へ継承していくとともに、文化財等の保存・継承・活用の活動を推進するための担い手の育成に取り組みます。

▽ 現状と課題

○市では、郷土の先人・偉人の功績や“人となり”などの顕彰や、重要遺跡などの歴史的資源の調査・保存活動を進めるとともに、歴史・文化的資源の価値や認知度の向上に努めてきました。

○また、博物館や美術館、文化会館等を活用して多様な文化・芸術活動に触れる機会を提供しており、近年では、釜蓋遺跡ガイダンス施設や高田まちかど交流館の開館や歴史博物館のリニューアル等により充実を図る中で、毎年企画展等には市内外から多くの来館者を迎えています。

○一方、文化財等の保存・継承活動に取り組んでいる地域住民の高齢化が進み、活動の継続が困難になるとともに、地域への愛着や帰属意識等の低下が懸念されています。

○さらに、文化・芸術活動を行う団体の後継者不足や、活動を行う人の減少が課題となっており、幅広い世代に活動への参画を促す必要があります。

○このことから、様々な機会を捉え、広く市内外に向けて、地域の歴史・文化を発信し、その価値や認知度を確かなものとしていくことで、次世代へ当市固有の歴史・文化的資源を継承し、このまちへの誇りや愛着を高め、市民が生活の豊かさを実感していく環境を整えていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 歴史・文化的資源の保存と活用

- ・文化財や歴史的建造物、地域の伝統行事、郷土が生んだ先人の偉業など、市固有の歴史・文化は、地域のアイデンティティであり、上越らしさを生み出す貴重な資源であることから、市民とともに適切に保存し、次世代に継承していきます。
- ・当市のまちの魅力を高めるため、歴史・文化的資源の活用を推進し、市民の認知度向上や街なかの誘客・回遊に取り組むとともに、それらの保存・活用に関わる市民・事業者の主体的な活動との連携を進めます。

2 文化・芸術活動の振興

- ・市民にとって様々な文化・芸術が身近なものとなるよう、博物館や美術館、文化会館などの教育文化施設の環境を整え、水準の高い文化・芸術に触れる多様な機会を提供します。
- ・市民による創作活動や展示、発表の場を提供し、活動意欲の高揚を図るとともに、文化・芸術団体等との連携を促進し、充実した活動が持続的に展開できるような環境を整えます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

7 都市基盤分野

7-1-1 インフラ整備の最適化

▽ 施策の方針

既存のインフラについて、更新時期や今後の人口減少社会を見据え、適切な維持と活用の視点を持って計画的な長寿命化と維持・補修を推進します。

新たなインフラ整備に当たっては、必要性や優先度、整備基準などを定めた整備計画に基づき、効率的かつ効果的な整備に取り組みます。

▽ 現状と課題

○市では、市民が生活する上で欠かせない道路や橋梁等の既存インフラが、今後、急速に老朽化が進んでいく中であっても、最大限活用していくため、各種長寿命化計画や修繕計画に基づき、計画的な維持更新を進めています。

○また、多様化する市民ニーズへの対応や生活環境の向上、安心・安全の確保を図る上で必要な新たなインフラについては、各種整備計画に基づき、効率的かつ効果的な整備に取り組んでいます。

○人口減少社会においては、右肩上がりの経済成長・税収の増加等を前提とした従来型のまちづくりは困難であり、地域ごとの人口構成・世帯数の変化などに着目し、更なる人口減少と高齢化を見据えたインフラの最適な整備が求められています。

○このことから、道路や河川、下水道など既存インフラについては、各種計画に基づき維持・補修による長寿命化に努めるとともに、新たなインフラ整備にあたっては、必要性や優先度を見極めながら効率的かつ効果的な整備を推進する必要があります。

○市道橋については、橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕を行っていくとともに、予防保全型修繕への転換や橋の集約・撤去も検討していく必要があります。

○また、公共下水道と農業集落排水の一部については、更新期を迎えている状況を踏まえ、下水道センター等のストックマネジメント計画や機能強化対策事業実施計画に基づき、適切な機会を捉えて計画的に修繕を行っていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 施設の長寿命化の推進

・公共施設の維持・修繕に要するコストを縮減・平準化し、効率的に維持していくため、各種長寿命化計画やストックマネジメント計画等に基づき、市道橋や公営住宅、下水道センター、污水管路等の損傷が深刻化する前に修繕し、予防保全的な維持管理を行うとともに、中長期的な視点で優先順位を判断し、対策を講じます。

2 整備計画に基づく効率的・効果的なインフラ整備

・既存インフラを最大限活用するとともに、新たなインフラ整備に当たっては、市民生活や産業活動等の視点から必要性や優先度を踏まえ、各種整備計画に基づき、効率的かつ効果的な整備・更新を行います。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

7 都市基盤分野

7-1-2 機能的・効率的な交通ネットワークの確立

▽ 施策の方針

市民生活に必要不可欠な足として、鉄道やバスなどの組み合わせによる効率的で利便性の高い地域公共交通網を整備します。

また、広域交通を支える高速道路や地域高規格道路などの整備促進と、鉄道や航路の利便性の向上を図るとともに、地域交通と広域交通の連結を強化し、市内外の人や物の移動を支える総合的な交通ネットワークの確保・形成を推進します。

▽ 現状と課題

- 平成 27 年春に北陸新幹線が開業し、平成 30 年度末には上越魚沼地域振興快速道路の寺・鶴町間が供用され、また、31 年度には上信越自動車道の 4 車線化が実現するなど、広域交通網の整備が進展しています。
- 市では、生活交通の維持・確保のため、総合公共交通計画及びバス交通ネットワーク再編計画を策定し、バス路線の整理や利便性向上、デマンドバス・乗合タクシーの運行、スクールバスの一般混乗などに取り組んできました。
- また、地域経済や地域住民の日常生活を支える重要な移動手段である地域内の鉄道については、鉄道事業者とともに、北陸新幹線開業後の安定的な経営を目指し、利用促進策等を進めてきました。
- 一方、北陸新幹線の敦賀以西への延伸を見据え、上越妙高駅への停車機会の拡大が求められるとともに、並行在来線の経営を引き継いだえちごトキめき鉄道や、経営環境が大きく変化したほくほく線では、沿線地域の人口減少等による利用者の減少が見込まれており、厳しい経営状況となっています。
- さらに、一般路線バスや鉄道を始めとする公共交通の利用者は、車社会の進展等により減少が続いています。
- このことから、市民の生活の足として不可欠な公共交通について、一層の利用促進や利便性の確保に向け、沿線地域の行政・市民・地域経済界、交通事業者が一体となって対応していく必要があります。
- また、広域移動の利便性向上や地域活性化、災害時や救命救急における安全で円滑な緊急交通路の確保に向け、地域高規格道路や幹線道路の整備を促進していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 地域交通の利便性向上

- ・市民の生活に身近な公共交通を確保し、利便性の向上を図るため、次期総合公共交通計画を策定し、バス路線の階層化や自助・互助を含めたきめ細かな交通形態の導入など、機能的・効率的かつ持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指します。
- ・えちごトキめき鉄道(株)や北越急行(株)の経営安定化に向けた支援を行うとともに、鉄道とバスの利用促進に取り組みます。

2 広域交通網との連結強化

- ・広域交通網の整備効果を最大限に発揮させるため、北陸新幹線や小木直江津航路、高速道路、国道などの広域交通と、地区内の公共交通や生活道路との連結を強化し、市内外の人や物の移動を支える総合的な交通網の形成を目指します。
- ・北陸新幹線の敦賀以西への延伸を見据え、上越妙高駅への停車機会の拡大に向けた要望等の取組を関係機関と連携して行います。
- ・当市と関東・魚沼圏との接続を強化し、市民生活の利便性向上や地域活性化、災害時の代替流通機能や救急救命サービスの向上を図るため、上越魚沼地域振興快速道路の整備を推進します。

3 冬期間の交通網の確保

- ・冬期間における安全・安心な市民生活を確保するため、関係機関、民間事業者と連携した機械除雪による除雪体制を維持するとともに、消融雪施設整備計画に基づき、市民や団体のニーズを踏まえ、公共性・必要性が高い路線の施設整備を推進します。
- ・狭隘道路や過疎・高齢化が進む中山間地域などの生活道路については、自助・共助による除雪体制の確保を支援します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

7 都市基盤分野

7-2-1 土地利用政策の推進

▽ 施策の方針

・人口減少と高齢化の進行を見据え、生活の快適性や自然環境・景観の保全、防災などの視点を持って、市民や事業者等とともに土地利用構想と整合を図りながら計画的な土地利用の推進を図ります。

また、市民の快適な暮らしを支え、まちの求心力の向上を図るため、都市機能が集積したまとまりある拠点の形成に取り組みます。

▽ 現状と課題

○市では、都市計画に基づき、市街地拡大の抑制と土地利用規制により無秩序な開発防止を図るとともに、市民生活に必要なインフラ整備を行い、交通の利便性や安全性、生活の快適性を確保する土地利用政策を推進してきました。

○北陸新幹線開業後の上越妙高駅周辺の土地利用については、平成30年時点で約9割の用途が決定・検討中となっており、「新幹線新駅周辺まちなみ形成構想」に基づく駅を中心としたまちの賑わいの創出が期待されています。

○一方で、市街地全体では、多様な都市機能が集積する中心市街地の空地や空き家の増加により、人口の低密度化が進行しており、定住基盤の整備や、魅力とにぎわいの再生が必要となっています。

○また、田園地域や中山間地域では、農業の生産性の向上や自然環境の保全、水源かん養や保水などの公益的機能を維持していく必要があります。

○このことから、土地利用構想に基づいた計画的な土地利用の推進と拠点の形成を図るとともに、市街地の適正な規模の維持と既存インフラの活用により、人口減少と高齢化の進行に対応していく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 適正な規制と誘導の推進

- ・生活の快適さと自然環境の豊かさを持続させるため、市民や事業者とともに、各種法令や土地利用構想、都市計画マスタープラン等に基づき、土地利用の適正な規制や誘導、大規模開発の適正化を図ります。
- ・市街地の適正な規模を維持するとともに、田園地域の優良な農地や、中山間地域の自然環境と公益的機能を維持するため、人口減少と高齢化の進行を見据えながら「メリハリのある土地利用」を推進します。

2 計画的な市街地整備

- ・立地適正化計画の策定を契機として、人口減少と少子高齢化の進行に対応した持続可能な都市構造を構築するため、市街地の適正規模を維持しつつ、まちなかへの居住や魅力向上に向けた整備を推進します。
- ・まちなかの土地利用の状況やニーズの変化を見極めながら、柔軟な土地利用と十分に利活用されていない土地の解消に努めます。

3 拠点機能の維持

- ・市民の快適な暮らしを支えるため、中心市街地や各区総合事務所の周辺などにおいて、商業・業務・教育・文化・交流・行政施設など、暮らしを支える都市機能の誘導を推進します。
- ・地方創生や中心市街地活性化等の関連施策との連携を図りながら、まちなかへの居住人口の増加と賑わい創出に向けた取組を推進します。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

2 七つの政策分野の基本施策

7 都市基盤分野

7-2-2 地域の個性をいかした空間形成

▽ 施策の方針

歴史と文化、自然など景観形成に必要な要素が調和した美しいまちなみの景観保全や、都市空間の緑化の推進、市民の憩いや交流の場となる都市公園等の整備と適切な管理などに取り組み、市民の心の豊かさに資する質の高い空間を形成します。

都市空間や景観形成に関する市民の理解を深め、民間活力を積極的に活用した取組を推進します。

▽ 現状と課題

○市では、まちなみの景観形成や、緑化による自然と調和した都市空間の形成、憩いやコミュニケーションの空間となる都市公園等の整備・維持管理を行うとともに、景観保全に対する市民意識の高揚を図るなど、市民の心の豊かさの向上に資する質の高い空間の確保に努めています。

○このような取組が進む中、景観形成や憩いの場づくりに対し市民主体の取組が活発化している一方で、地域によっては機運が高まらず、活動や意識に温度差があるほか、活動を支える市民の高齢化が進んでいます。

○また、市民の豊かさに対する価値観が、物から心、量から質へと変化しており、市民生活の場に良好な都市空間や景観を形成していくことが一層求められています。

○このことから、緑化や景観の重要性に対する市民の意識を高め、理解を深めるとともに、市民の主体的な活動に対する支援を行いながら、心の豊かさの向上や暮らしを支える持続可能な都市空間の確保を図っていく必要があります。

データ等

写真等

▽ 施策の柱

1 景観形成の推進

- ・地域の豊かな自然と風土が織りなす快適で美しく、魅力にあふれるまちの実現を図るため、良好な景観への誘導や啓発活動等による景観づくりに取り組みます。
- ・市民や事業者の主体的な景観づくりの活動を支援し、景観をいかしたまちづくりを推進します。

2 自然と調和した都市空間の形成

- ・市民の安らぎや交流の場を形成するため、市民の緑化に関する意識を啓発し、主体的な取組を支援するなど、自然と調和した都市空間づくりと安全面等に配慮した公園整備に取り組みます。
- ・少子高齢化等に伴う公園利用者の減少を踏まえ、公園施設の集約と積極的な民間活力の活用による運営の充実に取り組みます。
- ・高田公園の魅力向上を図るため、桜の保護や育成、施設機能の充実などを計画的に進めるとともに、ボランティア団体と連携した桜の保護管理活動に取り組みます。

▽ 目標

項目	現状値（時点）	目標（H34）

施策目標の見直しについて

施策目標の進捗状況や、後期基本計画において強化・改善する取組（骨子）を踏まえ、全体の約 5 割の目標を見直し、項目数を 145 ※（前期 133）に拡充する。※調整中の項目を含む。

1 進捗状況

前期基本計画に定める施策目標（133 項目）の進捗状況は次のとおり

区分	内容	該当数
○	・現状値が平成 30 年目標を達成したもの ・現状値（最新値が平成 29 年以前）が 30 年目標の達成に向けて順調に推移しているもの	80
△	・現状値が平成 30 年目標を達成できなかったもの ・現状値（最新値が平成 29 年以前）が 30 年目標の達成に向けて遅れが生じているもの	51
—	・現状値が未確定のもの	2

2 目標の見直し内容 ※調整中のものを含む。

(1) 目標の新規・変更設定

後期基本計画において強化・改善する取組（骨子）に対応した目標を新規又は変更して設定する。

(2) 目標数値の見直し

現状値の目標値に対する進捗状況を踏まえ、最適な数値を設定する。

区分	内容	該当数	主な項目
新規	強化・改善する取組（骨子）に対応した目標を新規設定	22	・ No.8 女性活躍 ・ No.12 若者定住促進 ・ No.25 ハザードマップ活用促進 ・ No.69 医師確保 ・ No.111 ワークライフバランス推進
変更	既存の目標について、強化・改善する取組の成果をより明確に測定できる目標や、成果の量ではなく質を測定する目標などに変更	13	・ No.60 環境意識の啓発 ・ No.83 課題を抱える世帯の状況改善 ・ No.106 就職率
数値目標の見直し	・現状値が平成 34 年の最終目標を超えるなど、目標を大きく上回る場合は、目標数値を上方修正 ・現状値が当初値以下であるなど、目標を大きく下回る場合で、その要因を踏まえ、目標の維持が困難と判断されるときは、目標数値を下方修正	25	・ No.45 高齢者が起こす交通事故発生件数（上方修正） ・ No.99 創業支援・実現件数（上方修正） ・ No.103 観光客入込数（下方修正） ・ No.124 地産地消推進の店の認定数（上方修正）
継続	既存の目標・数値を継続	85	—
廃止	目標の達成等による廃止	10	・ No.24 避難所運営資機材の配備避難所数 ・ No.95 メタンハイドレートの供給拠点化

後期基本計画 施策目標

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
1	市民が 主役の まちづくり	市-1-1 人権・尊 重・非 平和の 友好の 推進	人権・同和問題に 関する正しい理解 度(上越市人権・ 同和問題に関す る市民アンケート)	66.1% (H22)	63.3% (H27)	70.0%	△	75.0%	継続	—
2	市民が 主役の まちづくり	市-1-1 人権・尊 重・非 平和の 友好の 推進	「いじめはどんな ことがあってもい けないことだ」と答 えた児童・生徒の 割合	小学6年生 87.9% 中学3年生 73.6% (H26)	小学6年生 98.2% 中学3年生 95.4% (H29)	小学6年生 90.0% 中学3年生 80.0%	○	小学6年生 95.0% 中学3年生 85.0%	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
3	市民が 主役の まちづくり	市-1-1 人権・尊 重・非 平和の 友好の 推進	平和展来場者数	843人/年 (H23-26平均)	3,044人/年 (H30.8)	843人/年	○	843人/年以上 かつH30年度実 績値以上	見直し	【目標(H34)】 3,500人以上 ※目標(H34)を達成し たことに伴う、目標値 の見直し。
4	市民が 主役の まちづくり	市-1-1 人権・尊 重・非 平和の 友好の 推進	外国人市民との 共生に関する正しい 理解度(上越市 人権・同和問題に 関する市民アン ケート)	34.2% (H22)	32.2% (H27)	37.0%	△	40.0%	継続	—
5	市民が 主役の まちづくり	市-1-1 人権・尊 重・非 平和の 友好の 推進	上越国際交流セ ンターの利用者数		9,716人/年 (H29)			10,200人/年	新規	※外国人の活躍に関 する目標を設定。
6	市民が 主役の まちづくり	市-1-2 男女共 同参画 社会の 形成	男女の地位の平 等感(上越市男女 共同参画に関す る市民意識調査)	29.2% (H26)	23.4% (H29)	39.0%	△	40.0%	継続	—
7	市民が 主役の まちづくり	市-1-2 男女共 同参画 社会の 形成	男女共同参画社 会の認知度(上越 市男女共同参画 に関する市民意 識調査)	44.8% (H26)	46.1% (H29)	50.0%	△	60.0%	継続	—
8	市民が 主役の まちづくり	市-1-2 男女共 同参画 社会の 形成	管理職に女性を 登用している民間 企業の割合(男女 共同参画に関す る市内事業所アン ケート)		46.8% (H29)			46.8%	新規	※女性の活躍に関す る目標を設定。
9	市民が 主役の まちづくり	市-1-2 男女共 同参画 社会の 形成	配偶者から暴力を 受けたことがある 女性の割合(上越 市男女共同参画 に関する市民意 識調査)	40.7% (H26)	31.2% (H29)	30.4%以下	○	30.4%以下	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
10	市民が 主役の まちづくり	市 -1-3 ユニバーサル デザインの 推進	ユニバーサルデ ザインの認知度 (市政モニターア ンケート)	41.4% (H26)	52.8% (H30.7)	45.0%	○	50.0%	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
11	市民が 主役の まちづくり	市 -1-3 ユニバーサル デザインの 推進	市施設の「公共建 築物ユニバーサ ルデザイン指針」 の適合率	59.7% (H25)	64.8% (H29)	63.5%	○	67.3%	継続	—
12	市民が 主役の まちづくり	市 -2-1 まちづくりの 材成・確保	今後も上越市に 住み続けたいと感 じる市民の割合 (上越市市民の声 アンケート)		62.8% (H29)			62.8%	新規	※施策の新設に伴 い、定住に関する目標 を設定。
13	市民が 主役の まちづくり	市 -2-1 まちづくりの 材成・確保	移住希望者から の相談対応件数	67件/年 (H25)	128件/年 (H29)	70件/年	○	73件/年	継続	※施策の新設に伴 い、5-2-1中山間地域 の振興から移動。 ※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
14	市民が 主役の まちづくり	市 -2-1 まちづくりの 材成・確保	市移住関係制度 等を利用した移住 者数		33組・57人 (H28-29平均)			43組・62人	新規	※施策の新設に伴 い、移住者数を目標 に設定。
15	市民が 主役の まちづくり	市 -2-2 市民活動の 促進	地域活動や市民 活動に参加してい る市民の割合(上 越市市民の声ア ンケート)	42.5% (H25)	41.5% (H29)	47.0%	△	50.0%	継続	—
16	市民が 主役の まちづくり	市 -2-2 市民活動の 促進	NPO・ボランティア センターの市民活 動団体の登録団 体数(累計)	231団体 (H26)	248団体 (H29)	243団体	○	254団体	継続	—
17	市民が 主役の まちづくり	市 -2-2 市民活動の 促進	行動する人づくり 事業「元気の出る ふるさと講座」受 講者数	606人/年 (H25)	851人/年 (H29)	1,000人/年	△	1,400人/年	変更	◆変更後 【項目】 講座を受講したこと により、地域づくりに 関する行動等に繋が った受講者の割合 【現状値】 — 【目標(H34)】 50% ※「元気の出るふる さと講座」がH32で終 了することに伴い、 より講座の成果を示 す目標に変更。
18	市民が 主役の まちづくり	市 -2-2 市民活動の 促進	大学と地域の連 携による課題解 決・まちづくりの 新たな取組件数		0件 (H29)			10件 (H31-34累計)	新規	※域学連携に関す る目標を設定。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
19	市民が 主役の まちづくり	市-2-3 地域自治 の推進	地域協議会の開 催回数	281回/年 (H25)	280回/年 (H29)	308回/年	△	336回/年	変更	◆変更後 【項目】 自主的審議事項の テーマを定めて取り組 んでいる地域協議会 の数 【現状値】 25区(H29) 【目標(H34)】 28区 ※地域協議会の質を 高めるため、取組の 活発化に向けて目標 を変更。
20	市民が 主役の まちづくり	市-2-3 地域自治 の推進	地域協議会につ いて知っている市民 の割合(上越市 市民の声アンケート)	—	48.4% (H29)	30.0%	○	40.0%	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
21	市民が 主役の まちづくり	市-2-3 地域自治 の推進	地域活動や市民 活動に参加してい る市民の割合(上 越市市民の声アン ケート) [再掲]	42.5% (H25)	41.5% (H29)	47.0%	再掲	50.0%	再掲	—
22	市民が 主役の まちづくり	市-2-3 地域自治 の推進	集落や町内会な どの地域コミュニ ティ活動が盛んで あると感じている 市民の割合(上越 市市民の声アン ケート)	55.5% (H25)	55.8% (H29)	62.0%	△	66.0%	継続	—
23	市民が 主役の まちづくり	市-2-3 地域自治 の推進	行動する人づく り事業「元気の出 るふさと講座」受 講者数 [再掲]	606人/年 (H25)	851人/年 (H29)	1,000人/年	再掲	1,400人/年	再掲	—
24	1 防災・防 犯分野	1-1-1 大規模 災害の 対応力 の強化	避難所運営資 機材(発電機等の機 能強化分)の配備 が完了した避難所 の割合	22.7% (H25)	100% (H29)	100%	○	100%	廃止	※事業がH29で完了し たため、廃止。
25	1 防災・防 犯分野	1-1-1 大規模 災害の 対応力 の強化	自主防災組織が、 水害等を想定して 防災訓練を実施 する際の、ハザ ードマップ活用率	—	—	—	—	100%	新規	※水害等の対応力の 強化に関する目標を 設定。
26	1 防災・防 犯分野	1-1-1 大規模 災害の 対応力 の強化	避難行動要支援 者の個別避難計 画作成率(町内会 単位)	33.7% (H25)	87.8% (H29)	95%	○	100%	継続	—
27	1 防災・防 犯分野	1-1-1 大規模 災害の 対応力 の強化	原子力防災にお ける広域的な避 難体制の整備	国や県、関係市 町村と広域的な 避難体制の整備 を進めている。	県の避難計画 が未策定であ り、広域的な避 難体制が不十 分である。	国や県、関係市 町村と連携した 広域的な避難 体制の整備が 図られている状 態	△	国や県、関係市 町村と連携した 広域的な避難 体制の整備が 図られている状 態	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
28	1 防災・防犯分野	1-1-2 災害に強い都市構造の構築	下水道(雨水幹線)の整備率 ※御殿山雨水幹線エリアのみ	66.3% (H25)	71.5% (H30.8)	66.9%	○	67.6%	見直し	【現状値】 41.8%(H29) 【目標(H34)】 45.3% ※対象エリアを全市域として、目標値を見直し。
29	1 防災・防犯分野	1-1-2 災害に強い都市構造の構築	水道管の耐震化率	25.0% (H25)	29.1% (H29)	29.8%	○	33.7%	見直し	【現状値】 33.7%(H29) 【目標(H34)】 39.0% ※国が定める耐震管の定義が変更されたことに伴う、目標値の見直し。
30	1 防災・防犯分野	1-1-2 災害に強い都市構造の構築	ガス管の耐震化率	64.7% (H25)	99.7% (H29)	67.9%	○	70.3%	廃止	※事業がH30で完了見込みのため、目標を廃止。
31	1 防災・防犯分野	1-1-2 災害に強い都市構造の構築	木造住宅の耐震診断数(市補助分、累計)	396件 (H16-25累計)	433件 (H30.8)	520件	△	620件	継続	—
32	1 防災・防犯分野	1-2-1 消防体制の整備	常備消防機能の整備と再配置	整備と再配置の方向性が未定(H26)	消防事務組合で第14次組合消防整備計画(H27~H31)をH26年10月に策定。当計画に基づき消防施設及び資機材等を整備中	整備と再配置の方向性が決定	○	整備と再配置に着手	廃止	※方向性が決定し、整備に着手したため、目標廃止。
33	1 防災・防犯分野	1-2-1 消防体制の整備	大規模火災や特殊災害への対応		常備消防と消防団との連携・役割分担の見直し(案)を策定(H30)			常備消防と消防団との連携・役割分担が確立されている状態	新規	※常備消防と消防団との連携等に関する目標を設定。
34	1 防災・防犯分野	1-2-1 消防体制の整備	消防団員数	4,490人 (H26)	4,270人 (H29)	4,590人	△	4,590人	変更	◆変更後 【項目】 消防団の適正配置 【現状値】 人員と消防資機材の適正配置の方向性(案)を策定 【目標(H34)】 人員と消防資機材の適正配置が進んでいる状態 ※適正配置に関する目標に変更。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
35	1 防災・防犯分野	1-2-2 地域防災力の維持・向上	安全メールの登録件数(累計)		10,733件 (H30.7)			22,000件	新規	※日頃からの防災対策に関する、目標を設定。
36	1 防災・防犯分野	1-2-2 地域防災力の維持・向上	自主防災組織の組織率(町内会単位)	91.4% (H25)	94.1% (H29)	100%	△	100%	見直し	【目標(H34)】 97% ※世帯数が少ない町内会など、組織化が困難な町内会があることから、目標値を見直し。
37	1 防災・防犯分野	1-2-2 地域防災力の維持・向上	毎年訓練を行う自主防災組織の割合	66.1% (H25)	68.5% (H29)	100%	△	100%	変更	◆変更後 【項目】 毎年防災活動を行う自主防災組織の割合 【現状値】 68.5%(訓練を行った組織の割合) 【目標(H34)】 100% ※訓練に限らず、防災活動を行う組織率を目標に変更。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
38	1 災・防 犯分野	1-3-1 防犯対 策の推 進	刑法犯認知件数	1,350件／年 (H25)	1,037件／年 (H29)	1,280件／年 以下	○	1,215件／年 以下	見直し	【目標(H34)】 985件／年以下 ※目標(H34)を達成し たことに伴う、目標値 の見直し。
39	1 災・防 犯分野	1-3-1 防犯対 策の推 進	消費生活出前講 座の参加者数	530人／年 (H25)	178人／年 (H29)	560人／年	△	580人／年	継続	—
40	1 災・防 犯分野	1-3-1 防犯対 策の推 進	地域防犯力の向 上に向けた講習 会・研修会の参加 者数	8,136人／年 (H25)	1,887人／年 (H29)	8,600人／年	△	9,030人／年	変更	◆変更後 【項目】 訪問により防犯に対 する意識の啓発が図 られた世帯数 【現状値】 2,488世帯 【目標(H34)】 2,500世帯／年かつ H31-34の合計で 10,000世帯以上 ※参加者数ではなく、 意識の啓発に関する 目標に追加。
41	1 災・防 犯分野	1-3-1 防犯対 策の推 進	地域での防犯活 動に参加したいと 思う市民の割合 (市政モニターア ンケート)	78.0% (H25)	78.8% (H29)	84.0%	△	90.0%	継続	—
42	1 災・防 犯分野	1-3-1 防犯対 策の推 進	犯罪への不安を 感じない市民の割 合(市政モニター アンケート)	26.0% (H25)	31.3% (H29)	30.0%	○	34.0%	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
43	1 災・防 犯分野	1-3-2 交通安全 対策の 推進	交通安全啓発活 動、訪問世帯数		2,488世帯／年 (H29)			2,500世帯／年 かつH31-34の 合計で10,000世 帯	新規	【項目】 訪問により交通安全 に対する意識の啓発 が図られた世帯数 【現状値】 2,488世帯 【目標(H34)】 2,500世帯／年かつ H31-34の合計で 10,000世帯以上 ※意識の啓発に関す る目標を追加。
44	1 災・防 犯分野	1-3-2 交通安全 対策の 推進	交通事故発生件 数	665件／年 (H25)	321件／年 (H29)	635件／年 以下	○	600件／年 以下	廃止	※目標(H34)を達成 し、今後は高齢者の 事故対策を重点化す るため、廃止。
45	1 災・防 犯分野	1-3-2 交通安全 対策の 推進	高齢者が起こす 交通事故発生件 数	141件／年 (H25)	67件／年 (H29)	134件／年 以下	○	127件／年 以下	見直し	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
46	1 災・防 犯分野	1-3-2 交通安全 対策の 推進	児童・生徒の登下 校中の交通事故 発生件数	11件／年 (H25)	1件／年 (H29)	10件／年 以下	○	9件／年 以下	廃止	※目標(H34)を達成 し、今後は高齢者の 事故対策を重点化す るため、廃止。
47	1 災・防 犯分野	1-3-2 交通安全 対策の 推進	交通安全対策に 満足している市民 の割合 (上越市市民の声 アンケート)	35.4% (H25)	32.7% (H29)	38.0%	△	40.5%	継続	—
48	2 環境 分野	2-1-1 ごみ減 量・リサ イクル の推進	市民1人当たり のごみ排出量	949g／日 (H25)	940g／日 (H29)	948g／日 以下	○	944g／日 以下	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
49	2 環境 分野	2-1-1 ごみ減 量・リサ イクル の推進	家庭ごみの資源 化率	48.1% (H25)	44.4% (H29)	50.0%	△	50.0%	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
50	2 環境 分野	2-1-2 環境汚 染の防 止	公害苦情件数	32件/年 (H25)	36件/年 (H29)	30件/年 以下	△	30件/年 以下	継続	—
51	2 環境 分野	2-1-2 環境汚 染の防 止	事業所の騒音・振 動規制基準達成 率	98% (H25)	99% (H29)	98%	○	99%	継続	—
52	2 環境 分野	2-1-2 環境汚 染の防 止	事業所の排水基 準達成率	93% (H25)	94% (H29)	95%	○	95%	継続	—
53	2 環境 分野	2-1-2 環境汚 染の防 止	汚水衛生処理率 ※生活排水処理 が適切に処理さ れている人口割 合	80.3% (H25)	84.1% (H29)	83.0%	○	85.0%	見直し	【目標(H34)】 87.6% ※数値の伸びが想定 を上回っていること に伴う、目標値の見 直し。
54	2 環境 分野	2-1-3 自然環 境の保 全	自然環境保全地 域の指定数	4地域 (H25)	6地域 (H30)	6地域	○	8地域	継続	—
55	2 環境 分野	2-1-3 自然環 境の保 全	大型野生動物に よる人身被害の 発生件数	0件/年 (H25)	0件/年 (H30.8)	0件/年	○	0件/年	継続	—
56	2 環境 分野	2-1-3 自然環 境の保 全	イノシシによる水 稲の被害面積	3.0ha/年 (H25)	25ha/年 (H29)	2.5ha/年 以下	△	2.4ha/年 以下	継続	—
57	2 環境 分野	2-1-3 自然環 境の保 全	開発事業者等の 届出義務違反の 件数	0件/年 (H25)	0件/年 (H29)	0件/年	○	0件/年	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
58	2 環境 分野	2-2-1 地球温 暖化対 策の推 進	市内の住宅用太 陽光発電システム による合計出力	3,630kW (H26.7推計)	4,717kW (H28)	5,070kW	○	5,790kW	継続	—
59	2 環境 分野	2-2-1 地球温 暖化対 策の推 進	世帯当たりの年間 電力消費量	6,024kWh/年 (H25)	5,710kwh/年 (H27)	6,024kWh/年 以下	○	6,024kWh / 年 以下かつH30年 度実績値以下	変更	◆変更後 【項目】 温室効果ガスの年間 排出量 【現状値】 2,372.7千t-CO2(H26) 【目標(H34)】 2,120千t-CO2以下 ※東北電力から電力 量データが提供されな くなったことに伴い、目 標を変更。
60	2 環境 分野	2-2-2 環境学 習の推 進	環境に関する学 習・啓発事業への 参加者数(累計)	—	18,040人 (H29)	14,000人	○	28,000人	変更	◆変更後 【項目】 イベント参加者のう ち、環境に対する意識 が高まった人の割合 【現状値・目標値】 検討中 ※参加者数ではなく、 環境に対する意識を 目標に設定。
61	2 環境 分野	2-2-2 環境学 習の推 進	生活の中で環境 の改善に取り組ん でいる市民の割 合(上越市環境市 民アンケート)	63.6% (H25)	63.6% (H25)	67.0%	—	70.0%	継続	—
62	2 環境 分野	2-2-2 環境学 習の推 進	全市クリーン活動 参加者数	58,182人/年 (H25)	61,221人/年 (H29)	60,000人/年	○	62,000人/年	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
63	3 健康 福祉分 野	3-1-1 こころと 体の健康 の増進	特定健診受診率 と特定保健指導 の実施率(国民健康 保険加入者)	特定健診受診 率 45.8% 特定保健指導 実施率 57.7% (H25)	特定健診受診 率 49.5% 特定保健指導 実施率 66.7% (H28)	国の目標値以 上	△	国の目標値以 上	見直し	【目標(H34)】 ・特定健診受診率 55.9% ・特定保健指導実施 率法廷報告値 72.7% ※データヘルス計画 に基づき、具体的な数 値目標を設定。
64	3 健康 福祉分 野	3-1-1 こころと 体の健康 の増進	血液検査を希望 する児童・生徒の 割合	小学生70.4% 中学生54.1% (H25)	小学生61.4% 中学生56.3% (H29)	小学生80.0% 中学生65.0%	△	小学生85.0% 中学生70.0%	継続	—
65	3 健康 福祉分 野	3-1-1 こころと 体の健康 の増進	【前項目のうち】 検査の結果、治 療・生活指導が必 要な児童・生徒の 割合	小学生29.8% 中学生25.2% (H25)	小学生21.5% 中学生17.6% (H29)	小学生25.0% 以下 中学生20.0% 以下	○	小学生20.0% 以下 中学生15.0% 以下	継続	—
66	3 健康 福祉分 野	3-1-1 こころと 体の健康 の増進	自殺者数	69人/年 (H25)	46人/年 (H29)	減少傾向へ	○	減少傾向へ	変更	◆変更後 【項目】 自殺死亡率(=人口 10万人あたりの自殺 死亡者数) 【現状値】 22.4人(H28) 【目標(H34)】 15.7人 ※自殺予防対策推進 計画に基づき、具体 的な数値目標を設定。
67	3 健康 福祉分 野	3-1-2 地域医療 体制の充 実	上越地域医療セ ンター病院におけ る訪問看護利用 者数	2,461人/年 (H25)	6,115人/年 (H29)	2,916人/年	○	3,402人/年	見直し	【目標(H34)】 6,115人以上 ※目標(H34)を達成し たことに伴う、目標値 の見直し。
68	3 健康 福祉分 野	3-1-2 地域医療 体制の充 実	市内医療機関等 から上越地域医 療センター病院へ の紹介患者数	1,880人/年 (H25)	2,207人/年 (H29)	1,880人/年	○	1,880人/年	見直し	【目標(H34)】 2,207人以上 ※目標(H34)を達成し たことに伴う、目標値 の見直し。
69	3 健康 福祉分 野	3-1-2 地域医療 体制の充 実	上越市の人口10 万人対医師数		195.4人 (H28)			195.4人	新規	※「医師の確保」に関 する目標を設定。
70	3 健康 福祉分 野	3-1-2 地域医療 体制の充 実	上越休日・夜間診 療所の利用患者 数	11,446人/年 (H25)	11,112人/年 (H29)	12,116人/年	△	12,116人/年	廃止	※コンビニ受診の改 善は図られているが、 数値に表れていない ため、廃止。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
71	3 健康 福祉 分野	3-2-1 高齢者 福祉の 推進	第1号被保険者 (65歳以上)の要 介護1以上の認定 者数	9,380人 (H26)	9,609人 (H29)	10,576人以下	○	10,956人以下	変更	◆変更後 【項目】 65歳以上の要介護認 定率 【現状値】 20.4%(H30) 【目標(H34)】 20.9%以下 ※今後、高齢者人口 の増加が見込まれ、 人数の増減では正しい 評価ができないため、 認定率に変更。
72	3 健康 福祉 分野	3-2-1 高齢者 福祉の 推進	高齢者の訪問指 導をした人で、要 介護状態へ移行 した人の割合	2.0% (H22-25平均)	1% (H29)	2.0%以下 (H27-29平均)	○	2.0%以下 (H31-33平均)	継続	—
73	3 健康 福祉 分野	3-2-1 高齢者 福祉の 推進	要介護認定を受 けていない65歳以 上の高齢者で、高 齢者地域サロンに 参加した人の割合	1.4% (H25)	3.27% (H29)	3.0%	○	5.0%	継続	—
74	3 健康 福祉 分野	3-2-1 高齢者 福祉の 推進	地域支え合い事 業の運営を住民 組織に移行した団 体数(累計)		21団体 (H30)			25団体	新規	※最適なサービス提 供に関する目標を設定。
75	3 健康 福祉 分野	3-2-1 高齢者 福祉の 推進	有償ボランティア の養成者数		69人/年 (H28-29平均)			80人/年	新規	※最適なサービス提 供に関する目標を設定。
76	3 健康 福祉 分野	3-2-1 高齢者 福祉の 推進	認知症サポーター 養成数		2,159人/年 (H28-29平均)			2,300人/年	新規	※「認知症予防」に関 する目標を設定。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
77	3 健康 福祉分 野	3-2-2 個性を 尊重し た障害 者福祉 の促進	福祉施設から一 般就労への移行 者数	23人/年 (H25)	30人/年 (H29)	36人/年	△	38人/年	継続	—
78	3 健康 福祉分 野	3-2-2 個性を 尊重し た障害 者福祉 の促進	障害者実雇用率	1.51% (H25.6)	2.03% (H29)	1.8%	○	2.0%	見直し	【目標(H34)】 2.3% ※法定雇用率の引き 上げに伴う、目標値の 見直し。
79	3 健康 福祉分 野	3-2-2 個性を 尊重し た障害 者福祉 の促進	福祉事業所就労 における平均月額 賃金	12,696円 (H25)	13,273円 (H29)	13,416円	○	14,490円	継続	—
80	3 健康 福祉分 野	3-2-2 個性を 尊重し た障害 者福祉 の促進	手話奉仕員数	13人 (H25)	—	18人	—	23人	廃止	※手話奉仕員の廃止 に伴い、目標を廃止。
81	3 健康 福祉分 野	3-2-2 個性を 尊重し た障害 者福祉 の促進	タクシー利用料金 等助成申請率		84.3% (H29)			90%	新規	※広く障害者の社会 参加を図ることが可能 な目標に変更。
82	3 健康 福祉分 野	3-2-3 複合的 な課題 を抱え る世帯 への支 援	地域が生活困窮 者の支援にかか わっている割合 (生活困窮者につ いての相談のうち 地域や関係機関 から相談があった 割合)	41.5% (H26.4~H26.8)	54.5% (H29)	50.0%	○	60.0%	継続	—
83	3 健康 福祉分 野	3-2-3 複合的 な課題 を抱え る世帯 への支 援	複合的な課題を 抱える世帯への 相談支援(1世帯 当たりの月平均の 相談支援回数)	関係機関と連携 して相談支援を 実施(2.4回) (H25)	関係機関と連携 して相談支援を 実施(2.1回) (H29)	関係機関との役 割分担の最適 化により相談支 援の充実が図 られている状態 (3.0回)	△	予防的な支援 の実施など相 談支援の充実 が図られている 状態(3.5回)	変更	◆変更後 【項目】 相談受理ケースの改 善状況 【現状値】 75%(H29) 【目標(H34)】 75%以上 ※相談内容の改善状 況を目標に設定。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
84	3 健康 福祉分 野	3-3-1 子育て に関する負 担や不安 の軽減	乳幼児健診の受 診率	98.2% (H25)	97.1% (H29)	98.0%	○	98.0%	継続	—
85	3 健康 福祉分 野	3-3-1 子育て に関する負 担や不安 の軽減	出産や子育てがし やすいと感じる市 民の割合(上越市 市民の声アンケ ー)	53.8% (H25)	52.4% (H29)	53.8%	△	53.8%以上かつ H30実績値以上	継続	—
86	3 健康 福祉分 野	3-3-1 子育て に関する負 担や不安 の軽減	合計特殊出生率	1.68 (H25)	1.56 (H28)	1.68	△	1.68以上かつH 30実績値以上	継続	—
87	3 健康 福祉分 野	3-3-1 子育て に関する負 担や不安 の軽減	児童虐待受理 ケースの最終件 数		30件 (H27-29平均)			30件	新規	※児童虐待に関する 目標を設定。
88	3 健康 福祉分 野	3-3-2 子育て 環境の充 実	待機児童数	0人 (H26.4)	0人 (H29)	0人	○	0人	継続	—
89	3 健康 福祉分 野	3-3-2 子育て 環境の充 実	放課後児童クラブ 指導員の有資格 者(県が行う研修 の修了者)率	—	44.9% (H29)	60%	○	100%	継続	—
90	4 産 業・経 済分野	4-1-1 ものづく り産業・ 商業の 振興	事業承継に係る セミナーや相談会 への参加企業の 数		77社 (H29)			80社	新規	※事業承継に関する 目標を設定。
91	4 産 業・経 済分野	4-1-1 ものづく り産業・ 商業の 振興	新商品・新技術の 開発・市場化の支 援件数	4件/年 (H25)	4件/年 (H29)	5件/年	△	5件/年	継続	—
92	4 産 業・経 済分野	4-1-1 ものづく り産業・ 商業の 振興	メイド・イン上越認 証品数(累計)	13品 (H25)	114品 (H30)	96品	○	112品	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
93	4 産 業・経 済分野	4-1-1 ものづく り産業・ 商業の 振興	商店街等の活性 化に向けたイベン ト開催等の取組へ の支援件数	11件/年 (H25)	11件/年 (H29)	11件/年	○	11件/年	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
94	4 産 業・経 済分野	4-1-1 ものづく り産業・ 商業の 振興	中心市街地にお ける空き店舗の活 用支援件数	2件/年 (H25)	5件/年 (H29)	4件/年	○	4件/年	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
95	4 産 業・経 済分野	4-1-2 物流・ 貿易の 振興	メタンハイドレートの供給拠点としての直江津港の活用	メタンハイドレートの発掘調査の促進やPR活動を関係機関と連携して行っている	メタンハイドレートの開発・商業化の促進やPR活動を関係機関と連携して行っているが、商業化の目途は立っていない(H30)	メタンハイドレートの試掘・調査の拠点として直江津港が活用されている状態	△	メタンハイドレートの開発・供給拠点として直江津港が活用されている状態	廃止	※商業化には相当な時間を要する見込みとなったことから、目標を廃止。
96	4 産 業・経 済分野	4-1-2 物流・ 貿易の 振興	直江津港の外貿定期コンテナの仕向け地など	4航路 (H26)	2航路 (H29)	航路数の増加・コンテナの仕向け地の多様化	△	航路数の増加・コンテナの仕向け地の多様化	継続	—
97	4 産 業・経 済分野	4-1-2 物流・ 貿易の 振興	外貿定期コンテナ取扱量 ※コンテナ取扱個数は、20フィートコンテナ1個に換算した数	30,058個/年	29,787個/年 (H29)	50,000個/年	△	50,000個/年	継続	—
98	4 産 業・経 済分野	4-1-3 新産 業・ビ ジネス 機 会 の 創 出	産業団地の売却額	5,596万円/年 (H25)	約9.7億円 (H30.8)	2億円 (H27~H30合 計)	○	2億円 (H31~H34合 計)	変更	◆変更後 【項目】 産業団地の分譲率 【現状値】 65.89% (H30.7) 【目標 (H34)】 70%以上 ※目標 (H34) を達成しているため、より明確に成果を示す目標に変更。
99	4 産 業・経 済分野	4-1-3 新産 業・ビ ジネス 機 会 の 創 出	創業支援・創業(実現)件数	—	創業支援 204件/年 創業(実現) 72件/年 (H29)	創業支援 50件/年 創業(実現) 20件/年	○	創業支援 55件/年 創業(実現) 22件/年	見直し	【目標 (H34)】 創業支援200件/年 創業(実現)70件/年 ※目標 (H34) を達成したことに伴う、目標値の見直し。
100	4 産 業・経 済分野	4-1-3 新産 業・ビ ジネス 機 会 の 創 出	見本市等への出店を支援した事業者数	8事業者/年 (H25)	40事業者/年 (H29)	40事業者/年	○	40事業者/年	継続	※目標 (H34) を達成しているため、目標値の見直しを検討中。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
101	4 産 業・経 済分野	4-2-1 観光の 振興	市民、事業者との 連携による観光の 振興に対する満 足度(上越市市民 の声アンケート)		7.7% (H29)			検討中	新規	※観光振興に対す る、市民の意識に関 する目標を設定。目標 値は検討中。
102	4 産 業・経 済分野	4-2-1 観光の 振興	市内への観光客 入込数	5,687,400人/ 年 (H25)	5,303,700人/ 年 (H29)	7,500,000人/ 年	△	8,000,000人/ 年	見直し	【目標(H34)】 5,830,000人 ※現状に合った目標 値に見直し。
103	4 産 業・経 済分野	4-2-1 観光の 振興	市内宿泊施設の 定員稼働率	32.4% (H25)	33.1% (H29)	41.6%	△	48.8%	廃止	※一部施設の数値で あり、全体の状況を表 せないため、廃止。
104	4 産 業・経 済分野	4-2-2 交流機 会の拡 大	全国規模のス ポーツ大会等 の誘致件数	3件/年 (H26)	2件/年 (H29)	6件/年	△	6件/年	継続	—
105	4 産 業・経 済分野	4-2-2 交流機 会の拡 大	100人以上の宿泊 を伴うコンベン ションの誘致件数	6件/年 (H25)	11件/年 (H29)	11件/年	○	15件/年	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
106	4 業・経 済分野	産 4-3-1 就労支 援の充 実	有効求人倍率(雇 用期間の定めなし 又は4か月以上)	0.86倍 (H25)	1.33倍 (H29)	1.00倍	○	1.00倍	変更	◆変更後 【項目】 就職率(雇用期間の 定めなし又は4か月以 上) 【現状値】 38.6%(H29) 【目標(H34)】 44.3% ※求職している人の 就職率を高める目標 に変更。
107	4 業・経 済分野	産 4-3-1 就労支 援の充 実	【前項目のうち】 34歳以下	0.92倍 (H25)	1.73倍 (H29)	1.00倍	○	1.00倍	変更	◆変更後 【項目】 34歳以下の就職率 (雇用期間の定めなし 又は4か月以上) 【現状値】 40.5%(H29) 【目標(H34)】 45.7% ※求職している人の 就職率を高める目標 に変更。
108	4 業・経 済分野	産 4-3-1 就労支 援の充 実	高校新卒者の地 元就職割合	78.6% (H25)	78.5% (H29)	80.0%	△	80.0%	継続	—
109	4 業・経 済分野	産 4-3-1 就労支 援の充 実	女性の就業率(25 歳～44歳)	74.6% (H25)	77.8% (H29)	76.0%	○	78.0%	継続	—
110	4 業・経 済分野	産 4-3-1 就労支 援の充 実	インターンシップを 受け入れている市 内企業の割合		45.5% (H29)			50.0%	新規	※インターンシップに 関する目標を設定。
111	4 業・経 済分野	産 4-3-1 就労支 援の充 実	ワーク・ライフ・バ ランスに配慮した 取組を行っている 企業の割合		81.9% (H29)			83.0%	新規	※ワークライフ balan スに関する目標を設 定。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
112	5 農林 水産分 野	5-1-1 農業の 振興	農業振興地域内 の農用地の面積	18,267ha (H26.5)	18,287ha (H29)	18,267ha	○	18,267ha	継続	—
113	5 農林 水産分 野	5-1-1 農業の 振興	認定農業者数(累 計)	1,004人 (H25)	1,165人 (H30.7)	1,040人	○	1,040人	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
114	5 農林 水産分 野	5-1-1 農業の 振興	新規就農者数	28人/年 (H25)	25人/年 (H29)	31人/年	△	31人/年	継続	—
115	5 農林 水産分 野	5-1-1 農業の 振興	認定農業者等の 担い手への農地 集積率	59.7% (H25)	68% (H29)	75.0%	△	90.0%	継続	—
116	5 農林 水産分 野	5-1-1 農業の 振興	【前項目のうち】 ほ場整備実施地 区内	71.8% (H25)	93.5% (H29)	85.0%	○	90.0%	見直し	【現状値】 93.0%(H29) 【目標(H34)】 95% ※平成29年度末現在 (完了地区23+継続地 区9地区)として、目標 値を見直し。
117	5 農林 水産分 野	5-1-1 農業の 振興	園芸導入法人数 (累計)		66組織 (H29)			80組織	新規	※園芸の導入に関す る目標を設定。
118	5 農林 水産分 野	5-1-2 林業・ 水産業 の振興	森林組合等による 市内産木材(間伐 材含む。)の出荷 量	1,450m ³ /年 (H25)	3,686m ³ /年 (H28)	1,450m ³ /年	○	1,450m ³ /年	見直し	【目標(H34)】 3,700m ³ /年 ※目標(H34)を達成し たことに伴う、目標値 の見直し。
119	5 農林 水産分 野	5-1-2 林業・ 水産業 の振興	1漁業経営体当 たりの平均漁獲量	3.4t/年 (H24)	3.8t/年 (H28)	3.4t/年	○	3.4t/年	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
120	5 農林 水産分 野	5-2-1 中山間 地域の 振興	地域マネジメント 組織の設置・取組	各地域に地域 マネジメント組 織が設置され ている状態 (H26)	市内12の組織 において中山間 地域の活性化 に向けた取組 が行われている 状態	中山間地域の 活性化に向け た取組が行わ れている状態	○	各地域の維持、 再生に向けた 取組が継続され ている状態	継続	—
121	5 農林 水産分 野	5-2-1 中山間 地域の 振興	イノシシによる水 稲の被害面積 [再掲]	3.0ha/年 (H25)	25ha/年 (H29)	2.5ha/年以下	再掲	2.4ha/年以下	再掲	—
122	5 農林 水産分 野	5-2-1 中山間 地域の 振興	中山間部に住ん でいる市民の暮ら しやすいと感じて いる割合(上越市 市民の声アンケート)	72.8% (H25)	70.9% (H29)	75.0%	△	80.0%	継続	—
123	5 農林 水産分 野	5-2-2 農・食を 通じた 生きる 力の向 上	食育に関心を持 っている市民の割 合(食育に関する 市民アンケート)	77.0% (H25)	74.4% (H29)	90.0%	△	90.0%	継続	—
124	5 農林 水産分 野	5-2-2 農・食を 通じた 生きる 力の向 上	地産地消推進の 店の認定数	111店 (H25)	156店 (H29)	150店	○	150店	見直し	【目標(H34)】 170店 ※目標(H34)を達成し たことに伴う、目標値 の見直し。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
125	6 教育・文化分野	6-1-1 「知・徳・体」を育む学校教育の推進	児童・生徒の全国標準学力テストの偏差値	全学年・全教科で全国平均と同程度または上回る(大きく上回るを含む。以下同じ。)(H25)	全学年・全教科で全国平均を上回っている。(H29)	全学年・全教科で全国平均と同程度または上回る。	○	全学年・全教科で全国平均と同程度または上回る。	継続	※目標(H34)を達成しているため、目標値の見直しを検討中。
126	6 教育・文化分野	6-1-1 「知・徳・体」を育む学校教育の推進	授業がよく分かる児童・生徒の割合	—	小学生92.9% 中学生90.7% (H29)	小学生85% 中学生80%	○	小学生90% 中学生85%	継続	※目標(H34)を達成しているため、目標値の見直しを検討中。
127	6 教育・文化分野	6-1-1 「知・徳・体」を育む学校教育の推進	授業力向上研修会を受講し、今後の授業改善に役立つと実感した教職員の割合	90.7% (H25)	93.4% (H29)	95.0%	△	95.0%	継続	—
128	6 教育・文化分野	6-1-2 学校教育環境の整備	学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	小学6年生 91.7% 中学3年生 83.1% (H26)	小学6年生 88.2% 中学3年生 84.5% (H29)	小学6年生 93.0% 中学3年生 87.0%	△	小学6年生 95.0% 中学3年生 90.0%	継続	—
129	6 教育・文化分野	6-1-2 学校教育環境の整備	不登校の児童・生徒数	小学生 19人/年 中学生 130人/年 (H25)	小学生 28人/年 中学生 114人/年 (H29)	小学生 10人/年以下 中学生 100人/年以下	△	小学生 5人/年以下 中学生 80人/年以下	継続	—
130	6 教育・文化分野	6-1-2 学校教育環境の整備	複式学級が存在または見込まれる小・中学校のある地域において、適正配置に向けた取組もしくは議論が始まっている小・中学校数		4校 (H30.8)			12校	新規	※適正配置に関する目標を設定。
131	6 教育・文化分野	6-1-2 学校教育環境の整備	学校運営協議会の熟議・協働が課題解決・改善に結び付いた学校の割合	—	95% (H29)	80.0%	○	90.0%	継続	※目標(H34)を達成しているため、目標値の見直しを検討中。
132	6 教育・文化分野	6-1-2 学校教育環境の整備	地域青少年育成会議事業等への地域住民の参加者数	68,170人/年 (H25)	180,773人/年 (H29)	70,000人/年	○	73,000人/年	見直し	【目標(H34)】 181,000人以上 ※目標(H34)を達成したことに伴う、目標値の見直し。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
133	6 教育・文化分野	6-2-1 学びを通じた人づくり、地域づくりの推進	生涯学習団体の登録数(累計)	420団体 (H25)	282団体 (H30.8)	450団体	△	500団体	見直し	【目標(H34)】 282団体以上 ※活動の見られない団体を数値から除き、また、減少傾向が続いていることを踏まえ、目標値を見直し。
134	6 教育・文化分野	6-2-1 学びを通じた人づくり、地域づくりの推進	行動する人づくり事業「元気の出るふるさと講座」受講者数 [再掲]	606人/年 (H25)	851人/年 (H29)	1,000人/年	再掲	1,400人/年	再掲	—
135	6 教育・文化分野	6-2-1 学びを通じた人づくり、地域づくりの推進	高田図書館、直江津図書館、分館・分室の本の貸出利用者数	210,670人/年 (H25)	205,027人/年 (H29)	213,000人/年	△	215,000人/年	見直し	【項目】 高田図書館、直江津図書館、浦川原分館、頸城分館の図書等の貸出利用者数 【現状値】 205,027人/年(H29) 【目標(H34)】 206,600人/年 ※分室の廃止に伴う見直し。
136	6 教育・文化分野	6-2-2 スポーツ活動の推進	市内の総合型地域スポーツクラブ、体育協会に属する会員数	25,440人 (H25)	26,628人 (H30.8)	26,200人	○	26,600人	継続	※目標(H34)を達成しているため、目標値の見直しを検討中。
137	6 教育・文化分野	6-2-2 スポーツ活動の推進	中高校生の北信越大会と小中高校生の全国大会の出場者数	273人/年 (H25)	558人/年 (H29)	275人/年	○	275人/年	見直し	【目標(H34)】 558人/年以上 ※目標(H34)を達成したことに伴う、目標値の見直し。

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
138	6 育・文 化分野	6-2-3 文化活 動の振 興	市指定文化財の 件数(累計)	314件 (H26.3)	318件 (H29)	314件	○	314件以上かつ H30年度実績値 以上	継続	—
139	6 育・文 化分野	6-2-3 文化活 動の振 興	文化財の公開・活 用を図る出前講 座や体験学習事 業への参加者数	1,703人/年 (H25)	4,544人/年 (H29)	2,500人/年	○	3,000人/年	見直し	【目標(H34)】 4,544人/年以上 ※目標(H34)を達成し たことに伴う、目標値 の見直し。
140	6 育・文 化分野	6-2-3 文化活 動の振 興	地域の歴史や伝 統が継承されてい ると感じている市 民の割合(上越市 市民の声アンケート)	50.3% (H25)	47.1% (H29)	53.0%	△	55.0%	見直し	【目標(H34)】 53.0%以上 ※減少傾向が続いて いることに伴う、目標 値の見直し。
141	6 育・文 化分野	6-2-3 文化活 動の振 興	上越市民芸能祭 入場者数、参加団 体数	入場者数 4,100人/年 参加団体数 110団体/年 (H25)	入場者数 5,240人/年 参加団体数 104団体/年 (H29)	入場者数 4,150人/年 参加団体数 110団体/年	○	入場者数 4,150人/年 参加団体数 110団体/年	見直し	【目標(H34)】 ・入場者数5,500人 以上 ・参加団体数104団体 以上 ※現状に合った目標 値に見直し。
142	6 育・文 化分野	6-2-3 文化活 動の振 興	上越市美術展覧 会の出品者数	339人/年 (H25)	287人/年 (H29)	370人/年	△	400人/年	見直し	【目標(H34)】 290人/年以上 ※減少傾向が続いて いることに伴う、目標 値の見直し。
143	7 基盤分 野	7-1-1 インフラ 整備の 最適化	市道橋の予防保 全型の修繕工事 の完了数(累計) ※優先度の高い ものから順次実施	15橋 (H25)	72橋 (H30.8)	70橋	○	144橋	見直し	【項目】 市道橋の点検結果に 基づく修繕工事の完 了数(累計) 【目標(H34)】 259橋 ※これまでの点検結 果に基づき、目標値を 見直し。
144	7 基盤分 野	7-1-1 インフラ 整備の 最適化	公営住宅の大規 模改修工事の完 了棟数(累計) ※優先度の高い ものから順次実施	—	17棟 (H29)	26棟	△	48棟	継続	—
145	7 基盤分 野	7-1-1 インフラ 整備の 最適化	快適に走行でき る市道の割合(規 格改良された市 道の割合)	69.7% (H25)	70.4% (H29)	70.2%	○	70.6%	継続	—
146	7 基盤分 野	7-1-1 インフラ 整備の 最適化	安全に歩行でき る市道の延長(歩 道の整備延長)	276.7km (H25)	289.5km (H29)	286.7km	○	294.7km	継続	—
147	7 基盤分 野	7-1-1 インフラ 整備の 最適化	公共下水道の整 備率(人口割合)	75.0% (H25)	77.5% (H29)	80.0%	△	87.0%	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
148	7 基盤 分野	7-1-2 機能的・効率的な 交通ネットワーク の確立	路線バス・乗合タ クシー・スクール バス混乗の利用 者数	1,737千人/年 (H24)	1,574千人/年 (H29)	1,584千人/年	△	1,491千人/年	継続	—
149	7 基盤 分野	7-1-2 機能的・効率的な 交通ネットワーク の確立	えちごトキめき鉄 道の乗車人数(1 日1キロ当たり平 均)	1,925人 (H24えちごトキ めき鉄道調査)	1,672人 (H29)	1,866人	△	1,799人	継続	—
150	7 基盤 分野	7-1-2 機能的・効率的な 交通ネットワーク の確立	ほくほく線の乗車 人数(1日1キロ当 たり平均)	922人 (H25)	1,340人 (H29)	1,100人	○	1,050人	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
151	7 基盤 分野	7-1-2 機能的・効率的な 交通ネットワーク の確立	上信越自動車道 の4車線化	工事中	工事中 (H30)	供用開始	△	—	廃止	※事業がH31で完了 見込みのため、目標 を廃止。
152	7 基盤 分野	7-1-2 機能的・効率的な 交通ネットワーク の確立	上越魚沼地域振 興快速道路(上越 三和道路)の整備	寺IC～鶴町IC 間の工事中 (H26)	寺IC～鶴町IC 間の工事中 (H30)	寺IC～鶴町IC 間の供用開始	○	鶴町IC～三和I C間の工事が計 画どおり進捗	継続	—
153	7 基盤 分野	7-1-2 機能的・効率的な 交通ネットワーク の確立	都市計画道路黒 井藤野新田線(国 道18号交差点～ 市道小猿屋安江 線間)の整備	測量・調査中 (H26)	用地取得・物件 補償等を実施 し、工事に着手 した。 (H30)	工事中	○	工事完了	継続	—
154	7 基盤 分野	7-1-2 機能的・効率的な 交通ネットワーク の確立	消融雪施設の整 備率	消雪井戸及び 消雪パイプの更 新 N=15路線(H26)	73% (H29)	90%	○	100%	継続	—

No.	総合計画		項目	当初値 (前期計画 策定時)	現状値	目標 (H30)	進捗 状況	目標 (H34)	区分	備考
	政策 分野	施策								
155	7 都市 基盤 分野	7-2-1 土地利 用政策 の推進	市街化区域の未 利用地面積	44.9ha (H26.5)	37.1ha (H29)	40.3ha以下	○	37.9ha以下	継続	※目標(H34)を達成し ているため、目標値の 見直しを検討中。
156	7 都市 基盤 分野	7-2-1 土地利 用政策 の推進	農業振興地域内 の農用地の面積 [再掲]	18,267ha (H26.5)	18,287ha (H29)	18,267ha	再掲	18,267ha	再掲	—
157	7 都市 基盤 分野	7-2-1 土地利 用政策 の推進	上越妙高駅周辺 地区に市の奨励 制度に該当し立 地した企業等の数 (累計)	0社 (H25)	3社 (H29)	4社	○	8社	継続	—
158	7 都市 基盤 分野	7-2-1 土地利 用政策 の推進	立地適正化計画 の誘導重点区域 内における65歳未 満の区域外転居 数		341人/年 (H29)			300人/年 以下	新規	※拠点機能の維持に 関する目標を設定。
159	7 都市 基盤 分野	7-2-2 地域の 個性を いかした 空間形 成	景観の行為の届 出について基準に 適合しない件数	0件/年 (H25)	0件/年 (H30.8)	0件/年	○	0件/年	継続	—
160	7 都市 基盤 分野	7-2-2 地域の 個性を いかした 空間形 成	高田公園の桜の 健全化(植替え・ 樹勢回復手当て)	桜の老朽化が 目立つ状態	公園の中心 的エリアの桜の健 全化完了 (H29)	公園の中心 的エリアの桜の健 全化の完了	○	再調査に基づ いて桜の健全 化を計画的に 実施	継続	—

前期基本計画 の進捗状況		後期基本計画 の目標区分		※項目 ※目標値
○	80	新規	22	
△	51	変更	13	
—	2	見直し	25	
再掲	5	継続	85	
		廃止	10	
		再掲	5	
合計	138	合計	160	

今後の審議等スケジュールについて

年月	主な取組	内 容		
		総合計画審議会	市民意見等	その他
平成 30 年 1 月～3 月	○市民意見の把握		○市民の声アンケート実施	
4 月 ～6 月	○前期計画の評価検証 ・現状と課題	○第 1 回審議会 (5 月)	○市民の声アンケート結果の公表	○市議会に説明①
7 月	○市民意見の把握 ○計画骨子案の検討	○ 骨子案の確認・意見提出(郵送) ・計画案の概要及び施策・施策の柱の骨子案の確認 ・市民意見の確認 ← ・骨子案への意見提出 ※審議会の参加委員は、会議当日の追加・補足意見等 ※8/10 まで	○まちづくり市民意見交換会 (5 会場)	
8 月	○計画骨子案の検討	○ 第 2 回審議会 (8/6) ・骨子案に対する意見等 ⇒市：事務局では、会議及び書面提出の意見を踏まえ、本文を記載した計画案を作成		
9 月	○計画案の検討	○ 計画案の確認・意見提出(郵送) ・計画案の確認 ・計画案への意見の提出 ※審議会の参加委員は、会議当日の追加・補足意見等 ※9/14 まで ○ 第 3 回審議会 (9/11) ・計画案に対する意見等 ⇒市：事務局では、会議及び書面提出の意見を踏まえ、計画案を修正		○市議会に説明②
10 月 ～12 月	○計画案の市民意見聴取 ○計画の議決 (12 月)	○ 第 4 回審議会 ・市民意見等を踏まえた計画案の修正・確定	○パブリックコメント実施 (10 月 2～31 日) ○市民説明会 (10 月 12・13 日)	○市議会 12 月定例会
平成 31 年 1 月～3 月	○計画の公表 (3 月) ・全戸に概要版を配布			